

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080001	総務省	UWB無線システムの早期開放と5GHz帯無線アクセスシステム等との共用条件の検討	電波法第26条、第28条、29条、38条	無線設備に対し、電波の公平かつ能率的な利用の達成、他の無線局への妨害排除等の理由により、技術基準を設けている。 また、免許申請者の利便性の向上、電波の有効利用のため、無線局の目的別の周波数割当てについて、その現状及び今後の計画を明らかにしている。	b		UWB無線システムについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っており、5GHz帯無線アクセスシステム、第4世代移動通信システム等の無線システムに対して有害な混信を与えず、共存が可能になるような技術的条件について検討を進めているところである。 昨年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいても、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 このため、ITUでの議論の結果を尊重し、国際的な検討との整合を図り、UWBが他の無線システムに有害な混信を与えない共用条件についてさらに検討を進めているところである。 また、現在、関係者の方々の協力により、UWBが既存の無線局へ与える影響について実証実験を行っており、これらの結果についても国内での議論に反映していきたいと考えている。 なお、実験局の対応については、早期に免許が付与出来るように対応させて頂いているが、UWBの使用周波数帯域が広帯域であり、機器や実験場所ごとに既存無線システムへの影響の有無等について審査を行う必要がある。		本件については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)においても、「平成17年度結論」と計画されているところであり、現在の国際的な動向や実証実験の状況、今後のスケジュール等について具体的に示されたい。	b	ITUでは、UWBが他の無線通信業務に与える影響に関する勧告案について審議しており、その中では他の無線通信業務を保護するためには、各周波数帯域においてFCCのレベル-41.3dBm/MHzより大幅に低い値(-66.5dBm/MHz~-113dBm/MHz)としている。 また、欧州では、本年2月にUWBに関する報告書を取りまとめられており、その中では他の無線通信業務を保護するために必要な電力レベルは-66.5dBm/MHz~-113dBm/MHzとしている。この報告書公表後、EC(欧州委員会)は再度55dBm/MHzをベースに検討するよう求め、現在再検討しているところ。 国内での実証実験についても、UWBと多数の被干渉システム側(固定マイクロ、放送、携帯電話、衛星関係、無線アクセス)との実証実験を進めており、一部の实証実験については終了しており、これらの実験結果については、順次国内の議論に反映していく予定である。なお、検討の組み合わせが多数であることや実験機材が限られていることから、予定している全ての実験及びその結果のとりまとめを終えるまでには時間が必要である。 ITUにおいては、早ければ本年10月に勧告草案を取りまとめる予定であり、このような国際的な検討と整合性を図りつつ、国内の議論についても本年度内を目途に結論を出したいと考えている。	
zA080001	総務省	超広帯域無線システム(UWB: Ultra Wideband)利用のための早期制度整備	電波法第26条、第28条、29条、38条	無線設備に対し、電波の公平かつ能率的な利用の達成、他の無線局への妨害排除等の理由により、技術基準を設けている。 また、免許申請者の利便性の向上、電波の有効利用のため、無線局の目的別の周波数割当てについて、その現状及び今後の計画を明らかにしている。	b		UWB無線システムについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っており、5GHz帯無線アクセスシステム、第4世代移動通信システム等の無線システムに対して有害な混信を与えず、共存が可能になるような技術的条件について検討を進めているところである。 昨年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいても、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 このため、ITUでの議論の結果を尊重し、国際的な検討との整合を図り、UWBが他の無線システムに有害な混信を与えない共用条件についてさらに検討を進めているところである。 また、現在、関係者の方々の協力により、UWBが既存の無線局へ与える影響について実証実験を行っており、これらの結果についても国内での議論に反映していきたいと考えている。 なお、実験局の対応については、早期に免許が付与出来るように対応させて頂いているが、UWBの使用周波数帯域が広帯域であり、機器や実験場所ごとに既存無線システムへの影響の有無等について審査を行う必要がある。		本件については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)においても、「平成17年度結論」と計画されているところであり、現在の国際的な動向や実証実験の状況、今後のスケジュール等について具体的に示されたい。	b	ITUでは、UWBが他の無線通信業務に与える影響に関する勧告案について審議しており、その中では他の無線通信業務を保護するためには、各周波数帯域においてFCCのレベル-41.3dBm/MHzより大幅に低い値(-66.5dBm/MHz~-113dBm/MHz)としている。 また、欧州では、本年2月にUWBに関する報告書を取りまとめられており、その中では他の無線通信業務を保護するために必要な電力レベルは-66.5dBm/MHz~-113dBm/MHzとしている。この報告書公表後、EC(欧州委員会)は再度55dBm/MHzをベースに検討するよう求め、現在再検討しているところ。 国内での実証実験についても、UWBと多数の被干渉システム側(固定マイクロ、放送、携帯電話、衛星関係、無線アクセス)との実証実験を進めており、一部の实証実験については終了しており、これらの実験結果については、順次国内の議論に反映していく予定である。なお、検討の組み合わせが多数であることや実験機材が限られていることから、予定している全ての実験及びその結果のとりまとめを終えるまでには時間が必要である。 ITUにおいては、早ければ本年10月に勧告草案を取りまとめる予定であり、このような国際的な検討と整合性を図りつつ、国内の議論についても本年度内を目途に結論を出したいと考えている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080001	総務省	UWB無線システムの早期開放と5GHz帯無線アクセスシステム等との共用条件の検討	5033	5033A001	1	1	株式会社バッファロー	1	UWB無線システムの早期開放と5GHz帯無線アクセスシステム等との共用条件の検討	UWB無線システムは現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 UWB無線システム委員会において議論が進められております。ユビキタス社会の実現に向けて有効な技術の一つであるUWB無線システムの製品化が早期に実現できる事を切に希望いたします。同時に、5GHz帯無線アクセスシステム等と相互に干渉を起こすことの無い様有効な共用条件の設定を希望いたします。		ユビキタス社会の実現に向けてさまざまな技術開発が進められている中で、本年5月に行われました5GHz帯無線アクセスシステム開放は、近年急速に普及してきた無線LANシステムを大きく成長させるきっかけとなるとしております。新たにUWB無線システムが加わることはユーザーの選択を広げ利便性を拡大することに有効であり大いに推進いただきたいと思っております。しかしながら、これらの有効な技術が相互に干渉を起こす事はユーザーに無用の混乱を与え、システムの普及を妨げることとなります。新しいUWB無線システムにおいては5GHz帯無線アクセスシステム等と共存を図ることができる方策のご検討をお願いいたします。	
zA080001	総務省	超広帯域無線システム(UWB: Ultra Wideband)利用のための早期制度整備	5053	5053A127	1	1	(社)日本経済団体連合会	127	超広帯域無線システム(UWB: Ultra Wideband)利用のための早期制度整備	UWB無線システムの導入、商用化に向けて、早期に制度整備を行なうべきである。		UWB無線システムは、無線による大容量データの高速度伝送を可能にするとともに、周波数の有効利用の手段としても期待されており、ユビキタス社会の実現に向けた基幹技術として、新たなアプリケーションの創出、国民の利便性の向上等に対する期待が高まっている。既に米国連邦通信委員会(FCC)では一定の条件の下で使用が許可され、米国内では様々な機器が開発されている。わが国においても、実験局を申請し認可を受ければ開発は実行できるが、認可に長期間を要することや、機器毎に申請が必要とされるなど実際に開発を進める環境にはない。また、商用使用については明確な認可時期が明らかになっていない。UWB無線システム委員会の中間報告では、「ITU-R、IEEE等における検討状況を踏まえつつ、国際的な検討との整合性を図ることが必要」とあり、2005年1月の「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答」においても、「ITU等の国際的な検討動向を踏まえつつ、今後検討を進める必要がある」とある。わが国においても、米国をはじめ、国際的な動向に遅れをとることのないよう、既存の無線機器等への混信など技術的な実証を早期に実施し、その評価を踏まえつつ、UWB無線システム周波数帯域における電波関連法令の制度整備を早期に行うべきである。	UWB無線システムは、パルス状の電波を放射して数GHz幅以上の非常に広い周波数帯域にわたって電力を放射するシステムであり、近距離で大容量の高速通信を可能とする無線方式である。総務省情報通信審議会情報通信技術分科会UWB無線システム委員会において、UWB無線システムの技術的条件について検討が行われ、2004年3月に中間報告が示されたものの、商用化に向けた電波関係法令等の具体的な制度整備が進んでいない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080001	総務省	UWBの技術開発について	電波法第26条、第28条、29条、38条	無線設備に対し、電波の公平かつ能率的な利用の達成、他の無線局への妨害排除等の理由により、技術基準を設けている。 また、免許申請者の利便性の向上、電波の有効利用のため、無線局の目的別の周波数割当てについて、その現状及び今後の計画を明らかにしている。	b		UWB無線システムについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っており、5GHz帯無線アクセスシステム、第4世代移動通信システム等の無線システムに対して有害な混信を与えず、共存が可能になるような技術的条件について検討を進めているところである。 昨年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいても、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 このため、ITUでの議論の結果を尊重し、国際的な検討との整合を図り、UWBが他の無線システムに有害な混信を与えない共用条件についてさらに検討を進めているところである。 また、現在、関係者の方々の協力により、UWBが既存の無線局へ与える影響について実証実験を行っており、これらの結果についても国内での議論に反映していきたいと考えている。 なお、実験局の対応については、早期に免許が付与出来るように対応させて頂いているが、UWBの使用周波数帯域が広帯域であり、機器や実験場所ごとに既存無線システムへの影響の有無等について審査を行う必要がある。		本件については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)においても、「平成17年度結論」と計画されているところであり、現在の国際的な動向や実証実験の状況、今後のスケジュール等について具体的に示されたい。	b	ITUでは、UWBが他の無線通信業務に与える影響に関する勧告案について審議しており、その中には他の無線通信業務を保護するためには、各周波数帯域においてFCCのレベル-41.3dBm/MHzより大幅に低い値(-66.5dBm/MHz~-113dBm/MHz)としている。 また、欧州では、本年2月にUWBに関する報告書を取りまとめられており、その中には他の無線通信業務を保護するために必要な電力レベルは-66.5dBm/MHz~-113dBm/MHzとしている。この報告書公表後、EC(欧州委員会)は再度55dBm/MHzをベースに検討するよう求め、現在再検討しているところ。 国内での実証実験についても、UWBと多数の被干渉システム側(固定マイクロ、放送、携帯電話、衛星関係、無線アクセス)との実証実験を進めており、一部の実証実験については終了しており、これらの実験結果については、順次国内の議論に反映していく予定である。なお、検討の組み合わせが多数であることや実験機材が限られていることから、予定している全ての実験及びその結果のとりまとめを終えるまでには時間が必要である。 ITUにおいては、早ければ本年10月に勧告草案を取りまとめる予定であり、このような国際的な検討と整合性を図りつつ、国内の議論についても本年度内を目途に結論を出したいと考えている。	
zA080001	総務省	超広帯域無線(UWB)システムの利用に関する規定の整備	電波法第26条、第28条、29条、38条	無線設備に対し、電波の公平かつ能率的な利用の達成、他の無線局への妨害排除等の理由により、技術基準を設けている。 また、免許申請者の利便性の向上、電波の有効利用のため、無線局の目的別の周波数割当てについて、その現状及び今後の計画を明らかにしている。	b		UWB無線システムについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っており、5GHz帯無線アクセスシステム、第4世代移動通信システム等の無線システムに対して有害な混信を与えず、共存が可能になるような技術的条件について検討を進めているところである。 昨年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいても、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 このため、ITUでの議論の結果を尊重し、国際的な検討との整合を図り、UWBが他の無線システムに有害な混信を与えない共用条件についてさらに検討を進めているところである。 また、現在、関係者の方々の協力により、UWBが既存の無線局へ与える影響について実証実験を行っており、これらの結果についても国内での議論に反映していきたいと考えている。 なお、実験局の対応については、早期に免許が付与出来るように対応させて頂いているが、UWBの使用周波数帯域が広帯域であり、機器や実験場所ごとに既存無線システムへの影響の有無等について審査を行う必要がある。		本件については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)においても、「平成17年度結論」と計画されているところであり、現在の国際的な動向や実証実験の状況、今後のスケジュール等について具体的に示されたい。	b	ITUでは、UWBが他の無線通信業務に与える影響に関する勧告案について審議しており、その中には他の無線通信業務を保護するためには、各周波数帯域においてFCCのレベル-41.3dBm/MHzより大幅に低い値(-66.5dBm/MHz~-113dBm/MHz)としている。 また、欧州では、本年2月にUWBに関する報告書を取りまとめられており、その中には他の無線通信業務を保護するために必要な電力レベルは-66.5dBm/MHz~-113dBm/MHzとしている。この報告書公表後、EC(欧州委員会)は再度55dBm/MHzをベースに検討するよう求め、現在再検討しているところ。 国内での実証実験についても、UWBと多数の被干渉システム側(固定マイクロ、放送、携帯電話、衛星関係、無線アクセス)との実証実験を進めており、一部の実証実験については終了しており、これらの実験結果については、順次国内の議論に反映していく予定である。なお、検討の組み合わせが多数であることや実験機材が限られていることから、予定している全ての実験及びその結果のとりまとめを終えるまでには時間が必要である。 ITUにおいては、早ければ本年10月に勧告草案を取りまとめる予定であり、このような国際的な検討と整合性を図りつつ、国内の議論についても本年度内を目途に結論を出したいと考えている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080001	総務省	UWBの技術開発について	5077	5077A001	1	1	株式会社NTTドコモ	1	UWBの技術開発について	平成14年9月30日に総務大臣から情報通信審議会にUWB無線システムの技術的条件について諮問され、情報通信技術分科会において審議されています。当初スケジュールでは平成15年9月頃答申予定でしたが、平成16年1月に第3回委員会において既存の無線システムとの屋内で1台のUWBデバイスとの机上検討の結果としてシステム毎に一定の離隔距離が必要との中間報告がなされています。現在、審議中のITU-Rでの議論を踏まえ、UWBの目標性能を考慮しながら、第4世代移動通信システムを含めた既存無線システムとの共用を図るため、現実的な技術的条件を決めることが、早期導入に向けて肝要と考えます。		e-japan重点計画 - 2004において「UWB(超広帯域無線)の技術開発」について2004年度末を目途に結論を得ることになっております。一方、e-japan重点計画 - 2004において「第4世代移動通信システム実現のための研究開発」については2010年までに実現を図るとなっております。特に、第4世代移動通信システムはUWB無線システムと同じ室内での同時使用が想定されることより、互いに干渉を避けながらの共存が必須となるためです。	
zA080001	総務省	超広帯域無線(UWB)システムの利用に関する規定の整備	5107	5107A001	1	1	KDDI株式会社	1	超広帯域無線(UWB)システムの利用に関する規定の整備	情報通信審議会においてUWB無線システムの導入に向けた検討が行われているが、次世代携帯電話等の移動通信システムや無線ブロードバンドシステムの発展に支障が起きないように、審議会の中間報告にも示されているように、ITU-R勧告等を尊重し国際的な検討結果と整合のとれた制度とすべきである。		<p>ユビキタスネット社会に向かう今後の社会経済の発展にとって、次世代携帯電話、無線ブロードバンドシステムが、重要な役割を果たすものと期待される。そのためには、良好な無線回線品質を実現する周波数の確保とその維持が不可欠である。</p> <p>一方、UWB無線システムも情報家電など、家庭の情報化を促進するものとして期待されているが、広範囲の周波数帯の電波を放射するため、次世代携帯電話や無線ブロードバンドシステムなど、今後の基幹となるシステムといかに共存するか(これらのシステムの発展の障害とならないようにするか)が課題となっている。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA080002	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	-	平成17年度から海外出張先での支払い対象を限定したカード支払いを実施	b		1.カードでの決済は、現在、海外出張先での支払対象を限定した少額の支払いにのみ実施しているところである。今後、要望主体が要望している一般経費まで対象を拡大することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討したうえで導入可能であるか判断する必要がある。 2.また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は、最適化計画の実施内容として掲げられた支払いの電子化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行管理システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)を行うこととしている。したがって当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて、可能なものから実施していきたい。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたい。)	b		特に規制はない。
zA080002	全府省	公務員経費のカード決済	-	[国]平成17年度から海外出張先での支払い対象を限定したカード支払いを実施	[国] b [地方公共団体] d	[国]	1.カードでの決済は、現在、海外出張先での支払対象を限定した少額の支払いにのみ実施しているところである。今後、要望主体が要望している一般経費まで対象を拡大することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討したうえで導入可能であるか判断する必要がある。 2.また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は、最適化計画の実施内容として掲げられた支払いの電子化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行管理システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)を行うこととしている。したがって当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて、可能なものから実施していきたい。 [地方公共団体]地方公共団体の支出についてクレジットカードを活用する場合、クレジットカードを用いる職員が支出負担行為を行う権限はもとより、必要に応じ、支払をする権限、公金を保管する権限、物品の出納・保管をする権限等の長や出納長・収入役の権限のうち所要の権限について地方自治法の規定により委任を受けている必要がある。 ただし、職員によるクレジットカードの使用は、通常の長の支出命令に基づく出納長・収入役による支払ではないため、公金の保管や物品の出納・保管、支出の決定等の責任の所在が曖昧となり、また、第三者によるチェックが有効に機能できないことが懸念されるため、公金の保管・支出手続の透明性、確実性、公正性等を確実に確保することに十分留意しつつ、所要の手続等について財務会計規則等に明確に規定した上で、住民に懸念を持たれることがないよう慎重な運用に努めるべきである。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたい。)	[国] b		特に規制はない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080002	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	4	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジット決済の導入	
zA080002	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	4	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080002	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	-	平成17年度から海外出張先での支払い対象を限定したカード支払いを実施	b		1.カードでの決済は、現在、海外出張先での支払対象を限定した少額の支払いにのみ実施しているところである。今後、要望主体が要望している一般経費まで対象を拡大することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討したうえで導入可能であるか判断する必要がある。 2.また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は、最適化計画の実施内容として掲げられた支払いの電子化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行管理システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)を行うこととしている。したがって当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて、可能なものから実施していきたい。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	b		特に規制はない。
zA080002	全府省	クレジットカード決済による支払業務	-	平成17年度から海外出張先での支払い対象を限定したカード支払いを実施	b		1.カードでの決済は、現在、海外出張先での支払対象を限定した少額の支払いにのみ実施しているところである。今後、要望主体が要望している一般経費まで対象を拡大することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討したうえで導入可能であるか判断する必要がある。 2.また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は、最適化計画の実施内容として掲げられた支払いの電子化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行管理システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)を行うこととしている。したがって当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて、可能なものから実施していきたい。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	b		特に規制はない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080002	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	4	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
zA080002	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	4	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難である」と考える。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080003	総務省	権利義務又は事実証明に関する書類の作成についての行政書士による独占の廃止。	行政書士法第1条の2、第19条第11項	<p>(業務)</p> <p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>(業務の制限)</p> <p>第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p>	c		<p>行政書士法第19条第11項は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、一定の能力が実証され、かつ守秘義務等が課される資格者に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。</p> <p>この趣旨を踏まえれば、権利義務又は事実証明に関する書類の作成業務を一般に認めることは、国民の利益保護の観点から不相当と料考する。</p>					
zA080004	総務省	条例により設置する附属機関以外の要綱等による審議会等の設置に関して法的根拠	地方自治法第138条の4第3項	<p>第三百三十八条の四</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p>	c		<p>提案主体が想定している機関が、地方自治法第138条の4第3項に規定する、調停、審査、諮問又は調査のための機関たる附属機関に該当するものであるか明らかではないが、附属機関に該当する場合には、附属機関は行政組織の一環をなすものであることから、他の行政組織と同様に議会の統制の下におくことが必要であり、普通地方公共団体が任意に設置する附属機関については、すべて条例により設置しなければならない。</p> <p>なお、ご指摘の機関が附属機関に該当しない場合には、当然のことではあるが地方自治法第138条の4第3項の適用はないものである。</p>		<p>要望者からの下記の新なる意見を踏まえて、検討し、具体的対応策を示されたい。</p> <p>本提案に対する総務省回答では、「法律上の手当てを必要とするもの」となっていますが、具体的要望内容にも記したとおり、市民の意見を市政に反映することを目的に市民参加をより一層拡充していく必要があり、また市民からの要請も高まっています。</p> <p>附属機関への市民参加では、市民意見反映の場としての限界があり、市政運営のあらゆる場面で市民の意見を聴く機会を設け、こうした場に議員、職員も入り、多様な立場で、調査、審議していくことが大切と考えています。</p> <p>このような場において、調停、審査、審議又は調査を行う機関は附属機関でなければならないというものでなく、当該担任事項を担う機関を条例によらずに設置できるよう法改正に向けたご検討をいただきたいと思います。</p> <p>また、第28次地方制度調査会の審議項目及びその論点中にも「3 地方の自主性・自立性の拡大のあり方(2)地方自治の弾力化、及び「4 議会のあり方(1)総論的事項 住民の参画と議会との関係」といった審議項目がありますので、自治体運営(市政)への住民参加といった視点で、当該調査会においてご審議いただき、法改正の動きにつなげられればといった趣旨からのご再考をお願いするものです。</p>	c		<p>執行機関の権限に属する調停、審査、審議又は調査を行う附属機関については、地方自治法第158条に規定する長の直近下位の内部組織と同様に行政組織の一環として条例により議会の統制の下に置く必要がある。</p> <p>なお、これに該当しない、広く一般に市民の意見を聴く機会を設けることについては特段条例による必要はないものである。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080003	総務省	権利義務又は事実証明に関する書類の作成についての行政書士による独占の廃止。	5003	5003A001	1	1	個人	1	権利義務又は事実証明に関する書類の作成についての行政書士による独占の廃止。	権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業とすることを、一般に認めていただきたい。	当該規制の緩和によって、法律行為の媒介を業とする会社等(不動産取引業者、職業紹介業者等)が当事者のために書類又は電磁的記録を作成できることとなり、当事者に対するより円滑かつ安全なサービスの提供が可能となる。なお、当該規制は不明確かつ広範にわたっており、多分野での同様の効果が予想される。	1. 現実の取引社会において、権利義務又は事実証明に関する書類(以下「権利義務関係書類」という。)の作成は、記帳代行業者や不動産取引業者といった行政書士以外の者によって一般的に行われており、既に行政書士法(以下「同法」という。)第1条の2第1項は形骸化している。仮に、同条同項を厳格に適用すれば、社会生活が混乱し、かえって同法の目的でもある「国民の利便」を害する結果となる。 2. 権利義務又は事実の証明手段については、民事訴訟手続上は何らの制限もなく(自由心証主義;民事訴訟法第247条)、およそあらゆる文書が直接的又は間接的に権利義務関係書類に該当するにも関わらず、その作成が特定の資格者のみに独占されているかのような法規が存在することは、国民の経済的活動や法律的行为を無用に萎縮させるものである。 3. 同法第1条の2第1項における行政書士業務の包括的な規定振りは、国民が行政書士と弁護士との業務範囲を混同する原因ともなっている。事件性のある法律事務は弁護士法第72条により規制されており、それよりも形式的に範囲の広い権利義務関係書類の作成業務を重ねて規制することは、過剰な規制である。 4. 実体法上の意思決定をも伴う代理人としての契約関係書類の作成(同法第1条の3第2号)が非独占とされているにもかかわらず(同法第10条第4項本文)	
zA080004	総務省	条例により設置する附属機関以外の要綱等による審議会等の設置に関して法的根拠	5016	5016A001	1	1	国分寺市長	1	条例により設置する附属機関以外の要綱等による審議会等の設置に関して法的根拠	市民の意見を市政に反映することを目的に、市民参加をより拡充していかなければならないと考えるが、地方自治法第138条の4第3項に基づき、条例設置した附属機関に市民公募委員を選任するといった従来型の手法では、それらに対応し得なくなっている。そのために附属機関に類似する機関を要綱等によって設置し、市民、識見者によって協議検討してきた経過がある。	規則による機関の設置が、法的根拠をもたれば、市民意見を反映するための市民参加の方法も多様な形態をとることができ、より一層の拡充を図ることも可能となる。しかし、条例によらないことで、容易に、また無秩序にこうした機関を設置していくものではないことは当然のことであり、また附属機関と同様、真に必要な場合に設置をしていくものである。	市政運営のあらゆる場面において、今や市民参加による意見反映は必要不可欠となっている。この目的を実現するために規則、訓令等により懇談会、協議会等を設置して運用してきている。その委員は市民(報酬、謝礼はなし。)、識見者(謝礼を支給。)で組織し、その任務、所掌事項には計画策定のための案を検討すること、策定された計画の進捗よく状況を管理・評価すること、条例案の協議・検討を行うことなどがある。首長はそこの検討内容や結果を参考に政策・施策・事業の意思決定をしていくという手法が日常的に行われてきている。しかしこうした機関が、条例に基づいて設置されていないことを理由に、違法であるという見解があり、早急にその法的対応措置を講ずる必要がある。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080005	総務省	行政に対する問合せ専用番号としての3桁電話番号の割り当て【新規】	電気通信事業法第50条 電気通信番号規則第10条第3号 電気通信番号規則の細目を定める件(平成9年総務省告示第574号)第3条第2号	電気通信番号は電気通信事業者の申請に基づき総務大臣が指定 1から始まる3桁の番号については、告示及び「平成10年度電気通信番号に関する研究会」で取りまとめられた報告書中の利用指針に基づき具体的な番号を電気通信事業者に指定	b	-	本年9月からを目的に研究会等において検討し、平成17年度中を目的に結論を出す。	新たな番号計画策定後のサービス提供については、各電気通信事業者の判断による。	回答では平成17年度中を目的に結論を出すとされているが、要望内容の実現を平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	-	検討の結果、行政に対する問合せ専用番号として1から始まる3桁の番号の利用が適当との結論が得られた場合には、利用指針の見直し及び必要があれば告示改正を行う。この利用指針の見直し及び告示改正は平成18年度までに実施する。 この利用指針(又は告示)に基づき各電気通信事業者からの申請に応じ電気通信番号を指定する。
zA080006	総務省	地方公務員に係る懲戒減給処分の公平化	地方公務員法第58条第3項、地方公営企業法第39条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項、労働基準法第91条	企業職員及び単独労働者職員(以下「企業職員等」という。)については、労働基準法第91条により、就業規則で減給を定める場合、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない旨規定されている。 一方、一般行政職については、地方公務員法第29条で、職員の懲戒の手続き及び効果は、法律に特別の定めのある場合を除く外、条例で定める旨規定されている。 この条例の準則として、総務省自治行政局公務員部公務員課が示している「職員の懲戒及び効果に関する条例(案)」では、減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する勤務手当の合計額の10分の1以下の額を減ずるものとする旨規定されており、弘前市の条例(弘前市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例)においても、基本的にこれを踏まえたものとなっている。 このように、企業職員等と一般行政職員との間で、懲戒に係る減給処分の扱いが異なったものとなっている。	c	-	懲戒処分の制限について、企業職員等と民間企業の労働者との均衡ではなく、一般行政職員との均衡に重きを置くことは、規制改革・民間開放推進の観点になじまないものと考えられる。 具体的には、企業職員等については、その従事している業務が独立採算原則の下経営されており、民間企業における類似の業務と共通する性格を有していることから、労働基準法の適用関係について、より民間企業の労働者に近いものにする必要がある。したがって、懲戒処分の制限についても、企業職員等は一般行政職員との均衡ではなく、民間企業の労働者との均衡に配慮すべきものである。 なお、国有林野事業を行う国の経営する企業等に勤務する国家公務員(現業職員)に対しては、国家公務員法第74条第2項の規定が適用され、同項に基づく人事院規則12-0が適用されることから、労働基準法第91条の規定が適用されないこととなるが、企業職員等については、地方公務員法第29条第4項の規定が適用されるが、「法律に特別の定めがある場合を除く外」適用されるもので、この「法律」に労働基準法第91条が該当することから、東京地裁(S54.3.22)の判決が企業職員等に対し、そのまま適用されるものではない。 よって、従事する職務の性格の異なる企業職員等を一般行政職員と同一の量定及び効果とする必要性は認められず、全国規模での対応は不可能である。	懲戒処分の制限について、企業職員等と民間企業の労働者との均衡ではなく、一般行政職員との均衡に重きを置くことは、規制改革・民間開放推進の観点になじまないものと考えられる。 (要望者再意見) 企業職員の従事する業務には、一般行政職員と同様の業務がある(総務部門等)。また病院事業や下水道事業は条例で定められた場合は企業職員となるが、そうでない場合は企業職員とならないため、実態上同じ業務でも企業職員である者と一般行政職員である者がおり、従事する業務により区分することに無理がある。 労基法の適用関係についてできる限り民間労働者に近いものとする必要があるのは、「公務員として欠くことのできない規制は別として」という前提の上での話である(行政実例)。懲戒制度は公務員制度と密接不可分の関係にあり、「欠くことのできない規制」である。 地公法29条4項でいう「法律」は地公法に対する特別法たる教育公務員特例法等を想定しているもので、一般法たる労基法を想定していると考えられるのは適当でないという考えがある。また地公法と労基法の間で矛盾点、又は抵触する場合は地公法2条により地公法の規定が優先するとの行政実例がある。従事する業務は同じ一般行政職員がいる。(参照) 必要性が認められないというが、処分の効果に最大36倍の軽差を生じたり、人事交流した場合の不均衡、同一の業務に従事している者との不均衡等地方公共団体の実務上、大きな問題・矛盾を抱えた制度であり、地公法の逐条解説等で問題点が指摘されている。	c	-	懲戒処分の制限について、企業職員等と民間企業の労働者との均衡ではなく、一般行政職員との均衡に重きを置くことは、規制改革・民間開放推進の観点になじまないものと考えられる。 具体的には、企業職員等については、その従事している事業の性格が、地方公営企業法第17条の2に基づき独立採算原則の下経営されており、その意味で民間企業における類似の事業と共通する性格を有していることから、労働基準法の適用関係について、より民間企業の労働者に近いものにする必要がある。したがって、懲戒処分の制限についても、企業職員等は一般行政職員との均衡ではなく、民間企業の労働者との均衡に配慮すべきものである。 なお、国有林野事業を行う国の経営する企業等に勤務する国家公務員(現業職員)に対しては、国家公務員法第74条第2項の規定が適用され、同項に基づく人事院規則12-0が適用されることから、労働基準法第91条の規定が適用されないこととなるが、企業職員等については、地方公務員法第29条第4項の規定が適用されるが、「法律に特別の定めがある場合を除く外」適用されるもので、この「法律」に労働基準法第91条が該当することから、東京地裁(S54.3.22)の判決が企業職員等に対し、そのまま適用されるものではない。 よって、懲戒処分の制限について、企業職員等は従事している事業の性格が民間企業における類似の事業と共通しており、一般行政と異なることから、一般行政職員と同一の量定及び効果とする必要性は認められず、全国規模での対応は不可能である。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080005	総務省	行政に対する問合せ専用番号としての3桁電話番号の割り当て【新規】	5018	5018A001	1	1	横浜市	1	行政に対する問合せ専用番号としての3桁電話番号の割り当て【新規】	横浜市ではひとつの電話番号で市民からの問合せに一元的に応対するコールセンターを設置しているところであるが、0A~Jの10桁の電話番号では国民が比較的覚えにくく、その利用の都度電話番号を調べなければならないという不便等があることから、国民に対し覚えやすく利用しやすい電話番号として行政向けの問合せ専用の電話番号として3桁の電話番号の創設・割り当てを要望する。 さらに、現在他のいくつかの地方自治体でもコールセンターを設置し又は設置を予定しており、潜在的需要は大きいものと考えられる。	3桁の電話番号を割り当てれば、国民が覚えやすく利用の都度番号を調べる必要がなくなるほか、横浜市のように外部委託でコールセンターを行っている場合、その委託先が変更になった場合でも番号を変更する必要がなく恒常的に利用することができるようになり、番号の変更によるサービスの低下を防ぐことができる。	電話番号は有限な資源であるため、総務省において電気通信事業法及び電気通信番号規則に基づき電気通信事業者に対し電気通信番号を割り当てているところであり、3桁の行政向けの電話番号を創設するためには、電気通信番号規則においてその旨の番号を設定するための規定を整備し、具体的に番号を割り当てる必要がある。	米国では行政のコールセンター用の番号として「311」という3桁の電気通信番号を割り当てている。 別添資料として、横浜市のコールセンターの概要を添付する。
zA080006	総務省	地方公務員に係る懲戒減給処分の公平化	5021	5021A001	1	1	青森県弘前市	1	地方公務員に係る懲戒減給処分の公平化	地方公務員のうち企業職員・単純労務職員の懲戒減給処分について、労基法第91条の適用があるものとして取り扱われている運用(規制)を緩和してほしい。 具体的には、労基法第91条に優先して地公法第29条及び同条に基づく条例が適用されるものとして一般行政職員と均衡を失わない減給処分が可能としてほしい。 または労基法第91条による減給額の上限について、不良製品1個等に対する制裁と職場規律違反・対外的信用失墜に対する制裁と分離して定める等の見直しをして、企業職員等の重大な非違行為は一般行政職員と均衡を失わない減給処分が可能となるよう上限を緩和してほしい。	地方公務員の中で人事交流がある一般行政職員、企業職員、単純労務職員という職員区分にかかわらず、同一事由による懲戒処分を受ける場合、同程度の量定・効果にすることが可能となる公平、公正な人事管理体制を確立することで、地方公共団体における規律と秩序を維持する。	人事交流により企業職員となった者が一般行政職員であった期間に起こした非違行為に係る懲戒減給処分を受けることがある。この場合、処分時点で企業職員であるため、労基法第91条による減給制限を受け、同一の非違行為を行った一般行政職員と減給の効果額が最大36倍余となる等の不均衡が生じている。国家公務員の企業職員及び現業職員は、地方公務員の企業職員及び現業職員と同様の法形式で形式的に労基法が適用されるが、懲戒減給処分は労基法第91条に優先して行える。国家公務員について労基法第91条の規定の適用がないことを是認した東京地裁判決がある。	自治省宮川氏研究稿 要望理由説明資料 関係法令抜粋 富岡営林署減給事件東京地裁判決 行政実例 地方公務員法関係資料 仙台市行政機構図 病院・下水道事業法適用資料 企業職員数資料 16年6月要望時総務省回答 経営法曹会議提出意見 労務管理要覧

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080007	財務省 総務省 国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適 正化	該当なし	船舶に係る固定資産税は、当該船舶の 停泊の状況等一定の条件によって、各 港湾の所在する市町村に配分(さらに 港湾が2以上の市町村に渡る場合は、 停泊の状況や港湾費の額等で配分)さ れ、配分を受けた市町村が課税徴収し ている。なお、既に各種船舶について 固定資産税の課税標準の特例措置が 設けられている。	f		単に税の減免や特例措置を求めるもの である。					
zA080008	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先 に係る制限緩和	独立行政法人通則 法第47条第2号	独立行政法人の余裕金の運用先は、 「銀行その他主務大臣の指定する金融 機関への預金又は郵便貯金」と規定さ れており、主務大臣の指定があれば信 用金庫及び信用金庫連合会は余裕金 の運用先になり得るものである。	d		法律の改正を行わなくても、現行制度 上、主務大臣の指定があれば信用金 庫と信用金庫連合会を独立行政法人 の余裕金の運用先に加えることは可能 である。 なお、御指摘の「規制緩和推進3か年 計画」による政府関係機関等の余裕金 の運用先の拡大については、各府省 は、「銀行その他主務大臣の指定する 金融機関への預金又は郵便貯金」と いった法律の規定を改正するのではな く、信用金庫と信用金庫連合会を追加 指定することにより対応している。		要望者は、従来の個別指定という方法 ではなく、銀行と同様に包括的な容認 を求めている。何故銀行と同様に包括 的な容認ができないか、銀行との規制 上の整合性を踏まえ、見解を示すとも に、改めて検討されたい。	d	-	経営規模や営業区域を考慮して銀行と その他金融機関とを分け、その他金融 機関の具体的な範囲については主務 大臣の判断に委ねているところであり、 独立行政法人の業務を安定的に運営 させることの重要性を考えると個々の 法人の業務運営や財務内容に応じて 主務大臣がその他金融機関を指定す る現行制度を維持することが適当であ ると考える。いずれにしても主務大臣の 指定があれば信用金庫と信用金庫連 合会を独立行政法人の余裕金の運用 先に加えることは可能である。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080007	財務省 総務省 国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適 正化	5022	5022A001	1	1	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船 舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、 公共岸壁使用料等)の徴収の目的なら びに考え方を明確にした上で、諸外国と 同等となるよう制度の適正化を図ること。		外航船はわが国港湾への入港毎に港湾 関係諸税である「とん税」、「特別とん税」 が課されている(さらに日本籍船には固 定資産税が課されている)。また、税では ないが、殆どの港では、環境整備負担金 として「入港料」が別途設定され徴収され る等二重三重の負担となっている。諸外 国では、このような二重・三重の負担は なく、さらに、徴収する場合であっても、 その徴収目的が港湾の維持・改修費用 など用途が明確化されている。しかし、 わが国では、目的も用途も全く不明確で あり、さらに、「とん税」は国税(財務省)、 「特別とん税」は地方贈与税(港湾所在 の市町村)、「入港料」は港湾管理者と関 係者が多岐にわたるため、先ずは、徴収 の目的ならびに問題点(とん税は国税で あるにもかかわらず、複数港への入港の 都度徴収されている)や考え方を整理 し、諸外国と水準が同等となるよう制度 改正を行うなどの適正化を図るべきであ る。物流コストの削減ならびにわが国港 湾の国際競争力回復のためにも制度改 正は必要である。	
zA080008	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先 に係る制限緩和	5032	5032A027	1	1	社団法人全国信用金庫協 会・信金中央金庫	27	独立行政法人の余裕金の運用先に係る 制限緩和	(独立行政法人通則法の運用の緩和)右 記同様	全ての独立行政法人の余裕金の運用先 として、「銀行その他の主務大臣の指定 する金融機関」の条項に「信用金庫及び 信用金庫連合会」を加える。	独立行政法人通則法第47条第2号によ ると、独立行政法人の業務上の余裕金 の運用方法については、「銀行その他主 務大臣の指定する金融機関への預金ま たは郵便貯金」となっており、「信用金庫 及び信用金庫連合会」は、案件が発生 する都度、主務大臣による指定が必要と なっている。政府関係機関等の余裕金 の運用先の拡大については、「規制緩和 推進3か年計画」において「信用金庫及 び信用金庫連合会」を追加する旨の閣 議決定がなされていること、どこの金融 機関と取引を開始するかどうかは当該独 立行政法人が決定すべきこと等から、銀 行が指定されている現行告示を改正す るとともに、今後指定される告示につい ても、「信用金庫及び信用金庫連合会」 を明記するように要望する。	継続

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080009	国土交通省 総務省	官公需法による過度な中小建設業者保護について	官公需法	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 地方自治法及び関連通達	e	-	地方公共団体による契約のあり方については、基本的には各地方公共団体において判断されるべきものである。なお、分離・分割発注のあり方に関する指針は、官公需法に基づき(閣議決定(「中小企業者に関する国等の契約の方針について」)に地方公共団体が努めるべき官公需に関する施策の方針が示されているところであるため、この方針を踏まえ適切な対応が行われているものと考えている。					
zA080010	総務省	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	地方税法第447条 地方税法施行規則 第16条	自動車保有関係の手続きに関しては、各市町村の判断で法に則った制度の運用を行っている。	d	-	原動機付自転車に係る軽自動車税の申告書等は省令様式が定められている。 原動機付自転車の取得、譲渡、廃車等に係る手続きは、統一様式により行われている。 原動機付自転車の保有に関する手続きについては、市町村以外の行政機関への届出等はなく、市町村の税担当窓口に対してのみ一回(ワンストップ)で完結するものとなっている。 なお、自賠責保険の手続きに関しては、当省は所管していない。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 「要望趣旨の補足 自動車に関しては全国規模の登録情報データベース「自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)」が整備されており、利用者はどこでも、共通の手続きによって、容易に車検証等の必要書類を入手することができる。一方、自動車との対比で見ると原付については現在そうしたデータベースがなく、そのため自賠責保険の異動・解約事務に伴う必要書類の整備が煩雑となっている。そこで、原付についても何らかの全国共通のデータベースを作ることによって利用者利便の向上を図っていただきたいという趣旨。 総務省の一次回答に利用者(原付所有者)が市町村の税担当窓口へ一回のみ(ワンストップ)で手続きを完結できるとあるが、これは当方が「要望事項」欄に「ワンストップサービス」という言葉を用いたために趣旨が十分に伝わらなかったものと思われる。 原付の保有等に係る手続きは国ではなく市町村の管轄事項であるため、国の主導のみで自動車と同じようなデータベースを構築することは簡単ではないと思料するが、市町村をネットワークでつなぐことは主務官庁により検討、働きかけが可能な事柄と考える。 自賠責保険が国による強制保険制度であることを踏まえ、省庁間で、あるいは市町村との連携をお願いしたい。」	c	-	市町村が原動機付自転車の所有者に対して義務づけている申告等は軽自動車税の賦課徴収に係るものであって、自賠責保険の解約等に関する手続きはこれに含まれないため、自賠責保険解約のための必要書類の整備等のために、市町村担当当局が全国的なデータベースを構築する理由はない。 なお、廃車申告受付証の交付等については、市町村の税務行政に必要な事務ではないが、自賠責保険制度の趣旨に鑑み、税窓口において任意かつ無償で行っているところである。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080009	国土交通省 総務省	官公需法による過度な中小建設業者保護について	5034	5034A023	2	1	(社)関西経済連合会	23	官公需法による過度な中小建設業者保護について	1. 制定時に比べれば倍近くまで上がっている官公需契約目標率が適正かどうかの見直しが必要ではないか。 2. 発注規模及び工種を細分化をする際には、飽くまで工期短縮、コストダウンを第一義にした上で検討願いたい。		1. 発注規模の細分化はコストアップ及び工期の長期化が不可避であり、非効率である。	
zA080010	総務省	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	5046	5046A018	1	1	(社)日本損害保険協会	18	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	原付の届出・変更等に関して市町村ごとに差異のある書類の名称や様式、手続きを統一したうえで、届出事項・廃車申告・標識返納などの手続きや証明書類の取り寄せが容易となるよう、ワンストップサービスのインフラに市町村が加わる仕組みを検討して頂きたい。	自賠責保険の異動・解約事務の必要書類の取り寄せが確実・簡易に行えることにより、契約者サービスの向上と事務効率化が図られる。	自賠責保険の異動・解約においては、証明書とともに、異動・解約事由を証明する書類を求めている。原付の場合、登録ではなく、届出市町村ごとに管理されており、様式や請求方法も統一されないこともあって、転居・移転を伴う場合や契約者が遠方の場合など取り付けに支障を来すことがある。たとえば、廃車による解約では、市町村で「廃車申告受付証」を証拠書類として取り付けているが、名称が異なる場合がある。直接の窓口が市町村であっても、実務上の便宜のために統一を図るとともに、市町村をネットワークでつなぐことは主務官庁により検討、働きかけが可能な事柄と考える。自賠責保険が国による強制保険制度であることを踏まえ、省庁間での、あるいは市町村との連携をお願いしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080011	総務省	特別豪雪地帯における高床式農家 民宿の各種設置基準の緩和(消防 法、建築基準法)	消防法第17条第1項 消防法施行令第21 条、別表第1	消防法施行令別表第1(5)項イに掲 げる旅館等、又は、(16)項イに掲げる 複合用途防火対象物のうちの一部が 旅館等の用途に供されているものに該 当する防火対象物で延べ面積が300㎡ 以上のものに関しては、自動火災報知 設備を設置することとされている。	c	-	旅館等については、不特定多数の者 の出入りがあるだけでなく、就寝を伴う ものであり、火災が発生した場合、安全 かつ円滑な避難に支障を生じるケース が多く想定され、人命危険性が高いこ とから、一定規模(延べ面積300㎡) 以上のものに自動火災報知設備の設置 が義務付けられているところであり、ま た当該旅館等の管理又は経営等をす る者には当然にその宿泊者の安全を確 保する責任があることに鑑みれば、自 動火災報知設備の設置基準を緩和す ることは困難である。 代替措置として自動火災報知設備に 代えて住宅用火災警報器や避難はしご 等の設置が提案されているが、主とし て居室内部にのみ火災の発生を報知 することを目的とした住宅用火災警報 器のみでは、火災が発生した場合に在 館者全てに火災の発生を報知し、早期 に避難を開始させることは難しく、同 等の安全性を確保することはできないと 考える。		要望者より以下のとおり再意見が来て おり、再度、貴省からの回答を頂きた い。 「一般の農家民宿は客室数が概ね2部 屋程度で延べ床面積も300㎡未満の小 規模のものが多いが、特別豪雪地帯に おいては、雪で埋没する1階基礎部分 を高くする必要があるため、その多くが 延べ床面積300㎡以上となり、自動火 災報知設備の設置義務が生じている。 特別豪雪地帯における高床式農家民 宿は、客室数が概ね2部屋程度の小規 模なものであり、住宅用火災警報器と ブザーを連動させることにより全ての 宿泊者等に対して火災の発生を報知す ることが可能であり、さらに各客室に避難 はしご等を設置することにより各客室か ら安全に避難することができることか ら、これらの条件を満たす場合、自動火 災報知設備の設置判断に用いる延べ 床面積から居室に供しない1階基礎部 分を除外するよう要望する。」	C	-	旅館等については、不特定多数の者の出入りがあるだけでなく、就寝を伴うものであり、火災が発生した場合、安全かつ円滑な避難に支障を生じるケースが多く想定され、人命危険性が高いことから、一定規模(延べ面積300㎡)以上のものに自動火災報知設備の設置が義務付けられているところであり、また当該旅館等の管理又は経営等をする者には当然にその宿泊者の安全を確保する責任があることに鑑みれば、自動火災報知設備の設置基準を緩和することは困難である。(なお、消防法施行令別表対象物の用途に供される部分の面積が一般住宅の用途に供される部分の面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合には、当該防火対象物は一般住宅に該当するものとされている。) また、高床式農家民宿の1階基礎部分が駐車場その他の用途に供されているならば、その基礎部分についても出火可能性があり、居室に供しないことをもって面積算定から除外することはできない。(ただし、1階基礎部分が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、消防用設備等の技術上の基準の適用については、当該1階基礎部分とその他の部分を別個の防火対象物とみなすこととされている。) かつ、旅館等を含む防火対象物は、その用途、態様、火災危険性等に応じてそれぞれ必要な消防用設備等が定まるものであり、自動火災報知設備の設置及び維持の基準についても、年間を通じて当該防火対象物がおかれる状態に着目して定めるべきであり、これを緩和することはできない。 さらに、代替措置として自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器及びブザー等の設置が提案されているが、これらは自動火災報知設備と同等の性能が担保されておらず、火災発生時に速やかに在館者全てに火災の発生を報知し、早期に避難を開始させることが困難な場合もあり、自動火災報知設備と同等の安全性を確保するものではないと考える。
zA080012	総務省 環境省	不正軽油対策	地方税法第700条 の22の2、22の3 等	軽油を製造するとき、軽油に軽油以外 の炭化水素油を混和するとき等は、原 則として都道府県知事の承認を受けな ければならない。 違反した者は、5年以下の懲役若しく は500万円以下(法人:3億円以下)の 罰金に処し、又はこれを併科する。 違反して製造された軽油等を情を 知って譲り受けるなどした者は、2年以 下の懲役若しくは200万円以下(法人: 1億円以下)の罰金に処し、又はこれを 併科する。	d	-	総務省では、平成16年度税制改正 において、軽油引取税を脱税した者や 都道府県知事の承認を受けずに軽油 を製造した者等に対する罰則の大幅な 引上げ、不正軽油を譲り受けるなどし た者に対する罰則の創設等の対策を講 じたことに続き、平成17年度税制改 正において、夜間に強制調査を行うこ とができる税目に軽油引取税を加えるな ど改正を行ったところである。 都道府県においては、これらの改正 法の規定を積極的に適用し、犯則調査 を行っている。 また、昨年9月には消防庁と、本年7 月には国土交通省と、それぞれ全国に 設置されている不正軽油対策協議会等 への参加や不正軽油の取締りに関する 情報の提供・共有の在り方等について 取決めを行うなど、不正軽油の撲滅に 向け、関係省庁等との協力関係を推進 しているところである。 今後とも、不正軽油製造・流通の実態 を踏まえた上で、関係省庁等と連携を 図りつつ、軽油引取税脱税防止対策の 更なる強化策について検討していくこ ととしている。		要望者から次のとおり意見が提出され ていることを踏まえ、改めて検討され たい。 不正軽油製造・販売等を根絶するた めに日夜行われている地方自治体の 対策が無駄にならないよう、関係省庁 の連携を更に強化し、実効性のある対 策を講じること。	d	-	引き続き、関係省庁等と連携を推 進し、軽油引取税脱税防止対策の 更なる強化策について検討していく こととしているところである。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080011	総務省	特別豪雪地帯における高床式農家 民宿の各種設置基準の緩和(消防 法、建築基準法)	5047	5047A001	1	1	新潟県	1	特別豪雪地帯における高床式農家民宿 の各種設置基準の緩和(消防法、建築 基準法)	平成16年12月10日付けで全国展開さ れた農家民宿の消防用設備等に関する 特例基準では、各客室から直接外部に 容易に避難できる等の場合には、「誘導 灯」「誘導標識」「消防機関へ通報する火 災報知設備」の設置を要しないとされ、 一般住宅を活用した農家民宿開業に向 けた規制緩和が図られた。 しかし、特別豪雪地帯においては、雪 で埋没してしまう1階部分を基礎コンク リート造りにして車庫や作業場とし、2 階、3階部分に居住するという高床式住 宅が多数見られ、この多くは延べ床面積 が300㎡以上に該当し、自動火災報知設 備の設置が義務付けられ多額の投資が 必要になるなど大きな障害となってい る。 特別豪雪地帯の高床式農家民宿につ いては、住宅用火災警報器や避難はし ごの設置等により各客室から安全に避 難できる等の条件を満たす場合、「自動 火災報知設備の設置判断に用いる延べ 床面積から居室に供しない1階基礎部分 を除外する。」		自動火災報知設備の設置基準は、雑 居ビル火災を契機に平成15年10月に規 制強化(500㎡ 300㎡以上)されたもの で、市街地の建築物と同様の厳格な規 制が農家民宿にも適用されている。 これは、火災発生初期における警報到 達性の悪い雑居ビルを想定した規制と 考えられ、1階基礎部分を居室に供しな い高床式住宅には過大な設備であり、現 行制度では特別豪雪地帯の農家民宿開 業の大きな障害になっている。 本規制緩和により特別豪雪地帯におけ る農家民宿の開業の可能性が拡大する ことで、都市と農山村との交流がさら に促進し、中山間地域の新たなビジネス チャンスとして地域の活性化が期待され る。	添付資料1:新潟県における高床式住 宅の状況写真 添付資料2:特別豪雪地帯の高床式住 宅比較図(構造、避難経路) 添付資料3:豪雪地帯及び特別豪雪地 帯地図
zA080012	総務省 環境省	不正軽油対策	5048	5048A013	1	1	東京都	13	不正軽油対策	不正軽油製造等を根絶するため、関係 省庁が一体となった実効性のある対策 を講じること。		・平成16年度の廃棄物処理法の改正で は硫酸ビッチの保管基準等の強化等が なされ、平成16年度の地方税改正では、 軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き 上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則 の創設等が盛り込まれた。 ・しかし現行制度では不正軽油を製造す る行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶 することは極めて困難である。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080013	総務省	行政財産に対する制限の緩和	地方自治法第238条の4 地方自治法施行令第169条	行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。	b		行政財産の貸付ができるものの範囲の見直しについては、検討することしたい。		「行政財産の貸付ができるものの範囲の見直しについては、検討することしたい。」との回答であるが、行政財産の一時的な使用に限らない長期の貸付等に関する具体的な検討状況、スケジュールについて回答いただきたい。	b		現在、地方公共団体等からの要望を踏まえ、貸付可能な行政財産の範囲等について鋭意検討しているところである。なお、貸付可能な行政財産の範囲等の拡大については、地方自治法等の改正が必要であると考えており、次期通常国会を念頭において、必要な検討や作業を行ってまいりたい。
zA080014	総務省	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項 地方自治法施行令第169条の3	(財産の管理及び処分) 第二百三十七条 3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるものでなければ、これを信託してはならない。 (普通財産の管理及び処分) 第二百三十八条の五 2 普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。 (信託の目的) 第六十九条の三 地方自治法第二百三十八条の五第二項に規定する政令で定める信託の目的は、信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地(その土地の定着物を含む。)の管理又は処分を行うこととする。	b		地方公共団体の基金に属する財産等の活用については、その信託の可否も含め、慎重に検討していくこととしたい。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討願いたい。 「基金に属する有価証券の信託による運用は、国債等元本の毀損の恐れのない安全な有価証券を、受託者である信託銀行の固有財産との分別保管を前提とし、経営の安全性・健全性が確認できる金融機関等に限定して貸し出すものである。 したがって、健全な財政運営を阻害するものではなく、自治法第241号第2項に規定する基金の確実かつ効率的な運用に十分資すると考えられる。このため、次期法改正の機会において、本信託の実施が可能となるよう法改正を強く要望する。」	b		現在、地方公共団体等からの要望を踏まえ、鋭意検討しているところである。なお、信託の対象となる財産の範囲の拡大については地方自治法等の改正が必要と考えており、次期通常国会を念頭において、必要な検討や作業を行ってまいりたい。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080013	総務省	行政財産に対する制限の緩和	5048	5048A016	1	1	東京都	16	行政財産に対する制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が所有する公有財産のうち行政財産については、法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付けができないなどの制約がある。 公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるよう、法律による一律の規制を見直すべきである。 については、行政財産に対する制限を緩和し、弾力的に活用できるよう、法律の規定を整備すること。 	<p>組織の統廃合等により庁舎等の一部に空き床が生じているが、これを民間事業者等に貸し付けることにより、有効活用を図る。</p>	<p>現在、行政財産の貸付けが認められているのは、地方自治法施行令第169条に掲げられる国、地方公共団体庁舎の合築の場合等に限定されており、民間企業・団体等の民間事業者に対しての貸付けは認められていない。このため、民間事業者等に庁舎等の空き床を使用させようとした場合には、目的外使用を許可する以外に方法はない。この目的外使用許可は、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限度に留められることから、財産を有効活用する手段としては限界がある。このため、行政財産のより有効活用が図られるように、貸付け等が可能となるような地方自治法の規定改正を要望する。</p>	
zA080014	総務省	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	5048	5048A017	1	1	東京都	17	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	<p>地方公共団体の基金に属する有価証券について、信託銀行等に対する信託を可能とすること</p>	<p>運用有価証券信託による基金の運用</p>	<p>運用有価証券信託は、保有する国債等の有価証券を、受託者である信託銀行の固有財産との分別保管を前提とし、安全性が確認できる金融機関等に限定して貸し出し手数料を得ることを目的として信託するものである。</p> <p>現状では、地方自治法により基金に属する有価証券を信託することは認められていないが、より効率的な運用を図るため、これを信託銀行等に対して信託することを可能とするよう法改正を要望する。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080015	総務省	消防法完成検査認定制度における 運用改善	「危険物施設の変更 工事にかかる完成検査 等について」平成 11年3月17日消防庁 通達消防危第22号	「規制緩和推進計画の再検討について」(平成9年3月28日閣議決定)において、一定の要件を満たす危険物の製造・貯蔵施設等の変更工事に伴う完成検査又は完成検査前検査に関し、自主的な検査を適切に行うことができると認められるものについて所要の検討を行うこととされたところである。 消防庁では、この制度のあり方について、安全性を損なわないことを前提に検討を行い、工事管理を含む保安に優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所が行う一定の変更工事について、市町村長等は事業所の自主検査結果を活用して完成検査を実施することができることとしている。	b		これまでの制度の運用状況を踏まえ、認定事業所の要件等について、安全性を損なわないことを前提に見直しについて検討する。		回答では、認定事業所の要件等について、安全性を損なわないことを前提に見直しについて検討するとの旨が、見直しについての具体的な内容およびスケジュール(実施時期)を示された。 要望者は、現状の市町村による運用の違いも指摘していることから、認定制度の運用について、市町村、検査主体、事業者に対して周知徹底するなど、現状の問題として対応を検討され示されたい。 検査主体が、自主検査結果を活用して完成検査を実施する場合と、自主検査結果を活用せずに完成検査を実施する場合では、検査主体のコストは大きく異なるはずであり、検査手数料の減額は可能と考えられる。また、高圧ガス保安法に基づく認定事業者は、自主検査を認められており、検査手数料も不要となっている。この点についての見解を示すとともに、検査手数料の減額について改めて検討されたい。	b		各市町村の運用状況を含め、認定事業所制度の運用に係る情報収集を行っているところ。今後、安全性を損なわないことを前提として、認定事業所の要件等につき検討を行い、見直しの必要が生じた際にはH18年度中に措置・周知する予定。
zA080016	総務省 経済産業省 厚生労働省	保安法令の重複適用の排除	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c		保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであるが、更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、手続きの整合化、技術基準の整合化等の様々な措置を講じてきているところである。		「石油コンビナートにかかる保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において、重複、類似の各種申請・届出書類の様式の統一化等を行うなど、合理化・整合化に向けて一定の前進はあったものと認識している。 しかしながら、依然として、設備の設置・変更について複数の法律が重複して適用されているため、官民双方に不必要なコストや非効率な業務が発生しており、更なる合理化・整合化が必要である。 例えば、許可申請、完成・変更検査の記録作成・保存を重複している。また、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法ともに、一定基準の保安管理レベルを満たす事業者を認定し、それらに対して合理化措置を講じているため、合理化措置のメリットが得られず、操業を制約している等の指摘が複数の事業者からある。 このような状況を踏まえ、更なる申請手続等の合理化、自主検査の導入による認定制度の整合化等について、改めて対応を検討され示されたい。 保安規制の合理化を促進するにあたっては、設備そのものが高い安全水準を維持しているかどうか重要である。しかしながら、国内規格の安全水準は国際規格で定められている水準に比べて低いという指摘があり、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法の各法で規制している安全基準の考え方と水準を精査し、あるべき安全管理の体制について総合的に検討していく必要がある。この点についても見解を示されたい。	c		保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであるが、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。 重複規制の例としてあげられている圧力タンクの水圧試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後も他の法令の基準によって危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしている。 また、危険物施設の基準については、タンクコンテナ等従来から国際基準との整合性の確保について措置してきているが、今後とも、危険物施設の基準が国際的に求められているものと同等となるよう取り組むこととしている。 認定事業所制度については、各市町村の運用状況を含め、情報収集を行っているところ。今後、安全性を損なわないことを前提として、認定事業所の要件等につき検討を行い、見直しの必要が生じた際にはH18年度中に措置・周知する予定。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080015	総務省	消防法完成検査認定制度における 運用改善	5052	5052A002	1	1	石油化学工業協会	2	消防法完成検査認定制度における運用 改善	<p>本来の自主検査制度を目指し、以下の運用改善を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 完成検査報告は結果一覧表のみとし、認定申請内容に沿って検査記録が作成・管理されているのを事後確認する。 2. 申請書類は通常の申請書に一致させる。 3. 完成検査報告書提出時点で装置を稼働できるとする。 4. 検査手数料の減額。 	<p>認定優良事業者が行う一定範囲の変更工事について、自主完成検査結果を活用する制度がある。しかし、自主検査結果の報告を受理し書類審査した上で使用許可が出る、という形式であり、事業者による完成検査の責任を委ねたものではない。このため、次の問題がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 書類審査のための提出書類が多い。 2. 市によっては完成検査報告書提出の翌日でないと許可が下りない。(自主検査でなく官庁立会い検査では口答で使用許可が下りる。) <p>以上の結果として、事業者による自主的検査の充実や自主保安の推進を図るといふ、制度の本来の趣旨が発揮されていない。</p>	<p>認定制度により事業者の自主保安を図る効果が発揮されていない。市によって異なるが、認定事業所の自主検査の方が申請書類が増えたり、また自主検査終了後翌日でないと稼働できない等、従来の官庁検査と較べて合理化が図れない面がある。</p> <p>認定制度制定当初の消防庁と業界の合意とは齟齬が生じており、自主保安推進という本来の立場から制度の運用面の改善を図り、その趣旨を市町村に再徹底して頂きたい。</p> <p>また検査料は自主検査へ移行したことに伴い減額されるのが合理的と考える。</p>	
zA080016	総務省 経済産業省 厚生労働省	保安法令の重複適用の排除	5053	5053A123	1	1	(社)日本経済団体連合会	123	保安法令の重複適用の排除	<p>装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。</p> <p>少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することすべきである。</p> <p>第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間規格の積極的活用 ・国際整合性のとれた保安規制の整備 	<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)</p> <p>「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。</p> <p>こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	
zA080017	総務省	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	石油コンビナート等災害防止法第16条第4項石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	特定事業所に一定規模以上の屋外貯蔵タンクがある場合は、自衛防災組織に大型化学消防自動車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならない。	c	-	いわゆる「S型泡放射砲を担いでタンク上部に防災要員が上がり消火を行う際の安全性の確保に係るデータとは、単に放射熱(輻射熱)のことを考慮するだけではなく、火災の拡大及び屋根の沈下等あらゆる可能性における安全性の確保を担保するデータのことを言うものであり、放射熱のデータだけでは不十分である。なお消防庁では、消防職員によるタンク上部に上がった消火活動については、安全確保の面から想定していない。		要望者は、リング火災の拡散防止と防災要員の安全確保はともに必要不可欠であると考えており、いずれも満たすような対策について、いわゆる「S型泡放射砲の使用を含め、再度検討いただきたい。 (要望者再意見) リング火災について、米国では地上からの泡放射は浮き屋根沈下の二次災害を防止する観点から禁止されている。 十勝沖地震で浮き屋根が沈下し全面火災になったことを踏まえれば、防災要員がタンクに登り、側板上部に泡放射を取り付けて消化する方法によって、浮き屋根を沈下させるとなく、安全な消化は可能と考えられる。防災要員がタンク上部に上がり消火活動を行う際の安全確保は当然必要であり、そのための何らかの工夫が必要である。 消火活動の際、泡放射砲の取り付けまでに40～50分かかるため、消防自動車に比べて時間を要するとの指摘があるが、消化までに要する全体の時間を比較すれば、タンク上部からの消化方法は圧倒的に即効性があると思われる(米国での実績では、泡放射砲の平均消化時間は3分である)。安全性や実効性からみて、消防自動車による地上からの泡放射法について検討するべきである。		c	-	浮き屋根式タンクのリング火災に対し、3点セット(大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)の場合には、高所から放水するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、いわゆる「S型泡放射砲は地上から放射するため、その正確性が3点セットに比べ劣る。3点セットは、例えば高所で発生したプラント火災に対し、地上22メートル以上の高所から有効放射が可能であること等。- S型泡放射砲が有していない汎用性の高い性能を保有していることに鑑み、1セットのみの配備が義務付けられている事業所等においてその配備の必要性が高い等の理由から、「複数の3点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替を可能とする。」という検討結果が出されている。このため、2セット目以降の代替について技術基準を定めるべく検討を行ってきており、消火能力等の性能、消防戦術、活用方法等について3点セットと比較したデータ等の提示を要望団体に要請しているところである。 なお、前回回答しているとおり、消防職員に対し「S型泡放射砲を担いでタンク上部に上がり、消火活動を行うよう命じること、データいかに関わらず、当該活動に係る職員の人命に対する安全確保の面からみて全く考えていない。
zA080018	総務省	高速電力線搬送通信(PLC: Power Line Communication)の早期実用化	電波法第100条、電波法施行規則第44条及び第46条、無線設備規則第59条及び第60条、平成16年総務省告示第87号	2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備は、その漏えい電波が既存の航空・船舶の重要通信や短波放送の受信等に影響を与える可能性があることから、漏えい電波の低減技術を検証するための実験を行うものについて認められている。	b		2～30MHzの周波数を用いる高速電力線搬送通信については、現在総務省において関係者に参加いただき「高速電力線搬送通信に関する研究会」を開催し検討を行っているところであり、その中で必要な実験やデータ取得も実施しているところである。 検討の結果、実用上の問題がないことが確認されたものについて、技術的条件の策定など関係法令の改正を行っていくこととなる		本件については、規制改革・民間開放推進3か年計画(平成17年3月25日閣議決定)において、17年度中に検討・結論とされ、「屋内における電力線搬送通信の利用に関し、電力線搬送通信設備に使用する周波数帯を拡大(2MHz～30MHzを追加)した場合に、漏えい電波が無線通信や放送等へ及ぼす影響について実用上の問題の有無を明らかにすべく、関係者を交えた技術的な検討を進め、結論を得る。」とされており、現在総務省において関係者に参加いただき「高速電力線搬送通信に関する研究会」を開催し検討を行っているところである。また、その中で必要な実験やデータ取得も実施しているところである。検討の結果、実用上の問題がないことが確認されたものについて、技術的条件の策定など関係法令の改正を行っていくこととなる。				

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080017	総務省	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	5053	5053A124	1	1	(社)日本経済団体連合会	124	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	リング火災の消火に対する1-S型泡放射砲の使用を、1セット目から認めるべきである。		<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車 で地上から放射しても、フォームダム内 の火災状況や泡投入状況が見えないた め、殆どの泡が浮き屋根に落下すること となり、浮き屋根の沈下に繋がりがねな いなど、効率的な消火が困難である。 1-S型泡放射砲は、タンクのトップアン グルに設置できるため、フォームダムの 火災に対してピンポイントの消火が可能 であり、効率的な消火が可能となる。な お、1セット目からの適用に関して、防災 要員がタンク上部に上がる際の安全性 については、耐熱服を着用した場合の輻 射熱の影響について実験データを得て おり、また機材の設置についても、安全 装置を備えたりフター設置の実験を実施 しており、1-S型泡放射砲による迅速かつ 着実なリング火災の消火は可能と考え られる。</p>	<p>タンクのリング火災については、法令 上3点セット(大型化学消防車、大型高 所放水車、泡原液搬送車)で消火するよ う義務付けられている。</p>
zA080018	総務省	高速電力線搬送通信(PLC: Power Line Communication)の早期実用化	5053	5053A126	1	1	(社)日本経済団体連合会	126	高速電力線搬送通信(PLC: Power Line Communication)の早期実用化	<p>2MHz～30MHzの高周波数帯を用いる 高速電力線搬送通信の実用化を早期に 認めるべきである。そのために、総務省 「高速電力線搬送通信に関する研究会」 における検討を進め、実証実験の結果、 実用上の問題がないことが確認されたも のについては、早期に関係法令の改正 を行い、実用化を認めるべきである。</p>		<p>電力線搬送通信は、既存のインフラで ある電力線を利用することから、新たな 通信線を敷設する必要がなく、家庭内の 各コンセントからのブロードバンドアクセ スが可能となるなど、容易にネットワーク を構築し、通信を行うことができる。し かし、現行で使用が許可されている周波 数帯域(10kHz～450kHz)では、100kbps 程度の低速の通信しか実現できず、また 家電機器によるノイズ等の影響を受け、 安定的な通信ができない。一方、 2MHz～30MHzの周波数帯を用いた高速 電力線搬送通信では、数Mbps～数 10Mbpsの高速通信が実現でき、ノイズ の影響も少なく、安定的な通信が可能と なる。高速電力線搬送通信は容易にブ ロードバンド環境を実現するものであり、 国家的課題である早期のブロードバンド の普及、デジタルデバイドの解消に大き く貢献することが期待されており、その 早期実用化は国家的課題である。</p>	<p>電力線搬送通信については、無線設 備規則第59条により、10kHz～450kHzを 使う低速タイプが既に実用化されている ものの、世界的に実用化が進みつつあ る2MHz～30MHzの高周波数帯を使用し た高速電力線搬送通信については、実 用化は認められていない。高周波数帯を 使用した高速電力線搬送通信について は、2004年1月に漏洩電界強度の低減 技術を検証するための実証実験制度が 導入され、実験データの取得が進められ ている。加えて、総務省は高速電力線搬 送通信と無線利用との共存可能性・共存 条件等について検討を行うため、「高速 電力線搬送通信に関する研究会」を設 置し、2005年1月より検討を進めており、 本年秋を目処にとりまとめを行う予定で ある。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080019	総務省	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止	有線電気通信法第3条 同施行規則第6条	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同で設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるものいずれかに該当するものであるときは、有線電気通信法第3条第2項の規定に従って届出を要する。	C		自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の設置のうち、二人以上の者が共同で設置する場合、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続する場合、他人の通信の用に供する場合については、設置者以外の者にも影響を与えるため、有線電気通信法等で定められた規定(当該規定は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準に適合するだけではカバーされない)の遵守を担保する観点から、必要最小限の規律として届出を課しているものである。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し、具体的対応策を示されたい。 省令第50条の規定に基づき設置される、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備については、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を満たしていることから、脱法的に電気通信事業を営むことの未然防止、通信の秘密の確保等は十分担保できると考えているところ。 今回の回答では、「自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の設置のうち、二人以上の者が共同で設置する場合、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続する場合、他人の通信の用に供する場合については、設置者以外の者にも影響を与えるため、有線電気通信法等で定められた規定(当該規定は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準に適合するだけではカバーされない)の遵守を担保する観点から、必要最小限の規律として届出を課しているもの」とあるが、カバーされないところは具体的にどのようなものか。	C		電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令においては、電力保安通信設備の施設に関する原則を規定しているにすぎず、有線電気通信法及び有線電気通信設備令を初めとする関連政省令で規定している事項を担保するものではない。
zA080020	総務省	特定小電力無線局の無線設備における給電線及び接地装置の設置の容認【新規】	無線設備規則第49条の14第1号二 平成13年総務省告示第90号	特定小電力無線局は、比較的狭い範囲の通信ニーズに対応する無線局であって、法令に定める技術基準に適合する旨証明を受けた無線設備を利用することにより、免許を要しない無線局として制度化されたものである。 当該特定小電力無線局は、免許制度と異なり、誰もが自由に利用可能である反面、利用者保護の観点から混信回避や不法改造防止など、適正な電波利用環境が保たれるよう一定の技術基準を設けている。	C		特定小電力無線局は、比較的狭い範囲で使用される無線通信の需要に対応するものであり、要望される遠隔地等への広範囲な通信ニーズに対しては、無線従事者を不要とし、簡易な免許手続きにより開設可能な簡易無線局を利用することで、十分な対応が可能である。 また、特定小電力無線局は、免許不要局であり、特に電波の知識を必要としない一般利用者を想定し、かつ、多数の利用者が周波数を共有して利用するため、混信の防止、不法な設備改造による他の無線局への妨害防止等の観点から、それぞれ必要な技術的条件を定めている。 要望される給電線及び接地装置の設置の容認は、送信設備とアンテナが分離されることとなり、不法改造による電力の増力や証明を受けていない高利得アンテナの利用を容易にし、同一周波数を共有している他の特定小電力無線局の運用に支障が生じるなど、今後の電波利用環境の悪化を招くことが想定されるため、認められない。 なお、特定小電力無線局は、平成元年に制度化され、これまでの間、不法な設備改造による他の免許局への混信等の特段の報告は無く、不法改造が横行するアマチュア無線等に比べ利用しやすい電波利用環境の秩序が図られてきている。これらの一つの要因としては、当該アンテナと設備との一体化を図り、給電線や接地装置等を要しないなど、無線設備の構造上、不法な設備改造を困難にさせていることが挙げられる。	医療用特定機器は、特殊な利用形態からアンテナと送信装置を分離することは認められているが、給電線及び接地装置を設けることは認められておらず、事実誤認である。 また、携帯電話端末については、特定小電力無線局のように、どこで誰が使用しているか全く監視されていないものと異なり、電気通信事業者が、携帯電話端末(陸上移動局)の通信をシステム的に監視されていることから、同様に扱う話ではない。 さらに、諸外国(欧州又は米国)における小電力無線設備の基準においては、一般的にアンテナと送信設備とを一体とすることが基本とされている。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、検討し、具体的対応策を示されたい。 まず、「遠隔地等への広範囲な通信ニーズに対しては、(中略)簡易な免許手続きにより開設可能な簡易無線局を利用することで、十分な対応が可能である」とのことであるが、簡易無線局では再免許申請を行わなければならないなど顧客(ユーザー)に負担を課することになるため、普及が困難である。また、「給電線及び接地装置の設置の容認は、送信設備とアンテナが分離されることとなり、不法改造による電力の増力や証明を受けていない高利得アンテナの利用を容易にし、(中略)今後の電波利用環境の悪化を招くことが想定される」とのことであるが、例えば、400MHzにおいて10dBのアンテナを利用した場合、かなり大きな設備となり、無線設備としての利便性が損なわれる上、それによる通信距離の延伸も通常の1.5倍程度に止まるなどメリットが少なく、不法改造の可能性は高くはないと思われる。むしろ、給電線を使ってアンテナを高い位置に設置する方が通信距離を3倍程度に伸ばすことができる。そうすることによって、例えば、親機1台で複数のマンホールの容量管理が可能となる(容量オーバーとなる前に警報を発信)とともに、子供の防水、防塵もより小さな筐体で足りるなど、少ないコストで有効な災害対策を講じることができるようになるため、広く普及が期待できる。以上から、特定小電力無線における給電線を使ったアンテナと送信設備の分離の容認を改めて求める次第である。	C	高速電力線搬送通信については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)において、17年度中に検討・結論とされ、「屋内における電力線搬送通信の利用に関し、電力線搬送通信設備に使用する周波数帯を拡大(2MHz～30MHzを追加)した場合に、漏れ電波が無線通信や放送等へ及ぼす影響について実用上の問題の有無を明らかにすべく、関係者を交えた技術的な検討を進め、結論を得る。」とされており、現在総務省において関係者に参加いただき「高速電力線搬送通信に関する研究会」を開催し検討を行っているところである。また、その中で必要な実験やデータ取得も実施しているところである。検討の結果、実用上の問題がないことが確認されたものについて、技術的条件の策定など関係法令の改正を行うっていくこととなる。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080019	総務省	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止	5053	5053A128	1	1	(社)日本経済団体連合会	128	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同で設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるもののいずれかに該当するものであっても、省令第50条の規定に基づき設置したものであれば、届出不要とすべきである。		省令第50条の規定に基づき設置される、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備については、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を満たしていることから、脱法的に電気通信事業を営むことの未然防止、通信の秘密の確保等は十分担保できる。従って、電気事業の用に供するものと同様、届出を不要とすべきである。	事業用電気工作物には、電気事業の用に供する電気工作物と自家用電気工作物(電気事業の用に供さない電気工作物)とがあり、事業用電気工作物は、電気事業法の規定に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下、「省令」)に適合するように維持されなければならない。同省令では、変電所等、保安確保及び運用のために必要なものの相互間には、電力保安通信用の電話設備として、有線電気通信設備の施設の設置が義務付けられている。有線電気通信法では、このうち、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同して設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるもののいずれかに該当するものについては、届出が必要とされている。
zA080020	総務省	特定小電力無線局の無線設備における給電線及び接地装置の設置の容認【新規】	5053	5053A129	1	1	(社)日本経済団体連合会	129	特定小電力無線局の無線設備における給電線及び接地装置の設置の容認【新規】	73.6MHzを超え1.260MHz以下の周波数を使用する特定小電力無線局の無線設備について、給電線及び接地装置を有することができるようにして、アンテナを分離可能な無線設備の対象範囲を拡大すべきである。		近年、防犯、防災、農業、土木をはじめ、遠隔地への通信用無線機器の需要が高まっている。特定小電力無線局の無線設備の通信距離を長くするためには、アンテナを高い所に接地することになるが、現行制度では、73.6MHzを超え1.260MHz以下の周波数を使用する特定小電力無線局の無線設備については、給電線及び接地装置を設置できないため、アンテナと無線設備を一体化せざるをえない。その場合、無線設備の筐体の防水・防塵対策を行う必要が生じ、その分、無線設備のコスト上昇につながる。消費者の利便性を阻害する結果を招いている。現行の無線設備規則による規制は、携帯電話が普及する以前に、特定小電力トランシーバの違法改造の横行を防ぐため制定された経緯があるが、現在、携帯電話が広く社会に普及し、規制を継続する必要性はなくなってきている。また、世界的にも、アンテナ分離型の無線設備が認められ、広く普及しており、市場の拡大と消費者の利便性向上のためにも、アンテナが分離可能な無線設備を認めるべきである。	73.6MHzを超え1.260MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、医療用特定機器など一部の無線設備を除き、給電線及び接地装置の設置が認められていない。そのため、無線設備とアンテナを分離することができない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080021	総務省	B5アナログ放送の加入契約約款 変更の届出制への移行【新規】	放送法第52条の4 第3項、第4項、第6 項 放送法附則第18項	<p>有料放送事業者は、放送法第52条の4第4項により、料金以外の役務の提供条件について契約約款を定め、総務大臣が標準契約約款を定めて公示した場合において、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を総務大臣に届け出たときは、その契約約款については、総務大臣の認可を受けたものとみなすこととしている。</p> <p>また、役務の料金については、放送法第52条の4第3項により、その有料放送が多重放送以外の放送であり、かつ、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、有料放送事業者は、放送の実施前に役務の料金を定め、総務大臣に届け出ることとされているが、放送法附則第18項により、当分の間、B5アナログ放送事業者については、総務大臣の認可を受けなければならないとしている。</p>	b		<p>【左記 措置の概要の続き】</p> <p>これについては、平成8年のCSデジタル放送の開始により、CS放送においては多数の有料放送事業者間における競争が行われるようになったため、平成9年の放送法改正において、CS放送の料金を認可制から届出制に改められた際、B5アナログ放送については、当時既に1000万世帯以上に普及しており、競争上有利な地位にあったこと、有料放送を行っている事業者は1社しかなかったこと等から、NHKと同一の人工衛星に無線局を開設する者を届出制の対象から除外する趣旨の放送法附則第18項を新設することにより、引き続き認可制によるものとされたものである。その後、B5デジタル放送も開始されたことであるが、B5アナログ放送において新規の参入がないことやB5デジタル放送及びCSデジタル放送の普及状況から、これまで制度改正の必要性は認められなかったところである。</p> <p>今後、B5放送については、平成19年にB5第3チャンネルがデジタル化されることとなり、これによってB5放送において使用される周波数の過半はB5デジタル放送に割り当てられることとなる。B5デジタル放送の視聴可能世帯数も平成19年度中には2500万世帯に至り、世帯普及率は8%を超えるものと見込まれているところである。こうしたことから、平成19年以降B5アナログ放送において料金の認可を引き続き維持する必要性はないと考えられる。こうした中、総務省では、昨年4月に放送普及基本計画を変更し、B5アナログ放送についても平成19年からB5デジタル放送同様、放送番組の制作・編集を行う業務と人工衛星の無線局を開設し、その維持・管理及び放送番組の伝送を行う業務とを異なる者が分離して責任を持つ、いわゆる受託委託放送制度として行われることとしたところである。受託委託放送制度においては、人工衛星の無線局を開設するのは受託放送事業者であり、B5アナログ有料放送事業者は放送法附則第18項の条件に合致しなくなることから、放送法第52条の4第3項が適用されることとなる。すなわち、平成19年においては、要望の通り、B5アナログ放送についてもB5デジタル放送やCSデジタル放送と同じく、役務の料金について届出制に移行する予定であり、制度改正を新たに行う必要はない。</p>	<p>回答では、B5アナログ放送も適用対象に含む新たな標準契約約款の制定について、検討することは可能とされているが、その実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されていない。</p>	b		<p>B5アナログ放送に適用される新たな標準契約約款の制定については、事業者の負担軽減及び契約者の利便性の向上を図るといふ標準契約約款の趣旨に鑑み、B5アナログ放送事業者の要望等を踏まえながら、検討を行うことが適当である。</p> <p>他方、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」附則第6条において、「[平成17年4月1日からの]施行後一年を目途として、(略)その見直しについて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるもの」とされており、同指針とあわせて「人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款」(以下、「既存標準契約約款」という。)について、対象事業の範囲、標準契約約款における提供条件の項目・内容について見直しの検討等が行われる予定である。</p> <p>B5アナログ放送も適用対象に含む新たな標準契約約款の制定については、既存契約者の混乱を避ける観点から、既存標準契約約款の見直しの検討とあわせて、指針の施行(平成17年4月1日)後一年を目途として検討を行うこととし、早急に結論を得る。</p>	
zA080022	総務省	B5デジタル放送周波数帯域(伝送 容量)の柔軟な利用【新規】	放送法第52条の13 放送法第52条の14	<p>委託放送事業者が、放送法第52条の13に基づき、委託放送業務の認定を受けるに際して、総務大臣は、放送法第52条の14に基づき、認定する各委託放送業務ごとに委託して行わせる放送に係る周波数等を指定している。</p>	C		<p>B5デジタル放送の周波数割当については、放送法第52条の13第1項第3号において「委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのもの」として総務省令で定める基準に合致すること、と定められている。これは、有限稀少な電波をできるだけ多くの者に開放する趣旨で設けられた規定である。</p> <p>総務省は、放送法の規定に基づき、国民の共有財産である電波資源を最大限有効に活用し、放送をすることができる限り多くの者に対し確保する観点から、行おうとする放送の種類、番組数等に応じて必要最小限の周波数割当てを行っているものである。従って、認定を受けている番組以外の新たな番組の放送を行うための周波数割当てを希望する場合には、周波数事情に応じて行われる認定申請の受付を待って、改めて委託放送業務の認定申請を行うことが、必要となる。</p> <p>B5デジタル放送については、委託放送の種類、番組数、周波数帯域の利用、変更を放送事業者の自由な裁量に委ねることは、放送をすることができる限り多くの者に対し確保する観点から、行おうとする放送の種類、番組数等に応じて必要最小限の周波数割当てを行おうとする考え方と抵触することから、要望については、対応することには不可能である。</p> <p>他方、技術革新や視聴者のニーズを踏まえて、制度の枠内でB5デジタル放送の普及及び健全な発達を図る観点から、新規参入を阻害しない範囲内で総務省はこれまで適時適切に制度の見直し、改正を行ってきたところであり、現在の制度の下で、周波数の柔軟な利用について十分に可能となっているものと認識。</p> <p>例えば、平成15年1月17日に、テレビジョン、音声、データ等の放送の伝送容量を番組の内容等に応じて柔軟に利用することができるよう、放送法施行規則の一部改正を行ったところ。具体的には、B5デジタル放送の委託放送業務について、同規則第17条の8の指定事項に係る規定に關し、従来のシンボル数に加え、使用するシンボル数が番組ごとに変動する場合の基準となるシンボル数である「基準シンボル数」による指定ができるようにしたものである。</p>	<p>【左記 措置の概要の続き】</p> <p>さらに、補完放送を活用することにより、一の委託放送業務の認定の範囲内で、テレビジョン、音声、データ等を柔軟に組み合わせることが可能になっている。</p> <p>また、本年8月には、放送普及基本計画に示された標準テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送の番組目標数をそれぞれ、2.0程度から1以上、2.0程度から1以上、5以上から1以上に変更することを予定している。この変更により、超短波放送、データ放送を行う委託放送業務の見直し及び円滑に行われるものであり、それら委託放送業務のために割り当てられた周波数についても、より柔軟に利用の見直しを行うことが可能である。</p> <p>加えて、放送事業者が放送の音質、画質等の向上を目的とする伝送容量等の増加を希望する場合に、放送法施行規則第17条の1第3項第4号の規定に基づき、総務大臣がその指定を変更するとき、従来のCSデジタル放送(東経110度CSデジタル放送を除く)に、高精細度テレビジョン放送を行うB5デジタル放送を加える趣旨の告示(平成11年郵政省告示第776号)の改正を本年8月に行うことを予定している。これにより、高精細度テレビジョン放送についての周波数のより柔軟な利用が可能となる。</p> <p>これらの制度改正により、B5デジタル放送周波数帯域の柔軟な利用については、十分に可能となっている。</p>				

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080021	総務省	B Sアナログ放送の加入契約約款 変更の届出制への移行【新規】	5053	5053A130	1	1	(社)日本経済団体連合会	130	B Sアナログ放送の加入契約約款変更 の届出制への移行【新規】	有料放送の役務の料金等の約款内容 の変更について、B Sデジタル放送、C S デジタル放送と同様、B Sアナログ放送 についても届出制とすべきである。		有料放送事業者が料金等の加入契約 約款の変更を行なう場合、現状では、B Sデジタル放送については届出制、B S アナログ放送については認可制という制 度の相違がある。そのため、デジタル・ア ナログ共通のサービス・運用を行なう有 料放送事業者は、デジタル、アナログ放 送の双方について、個別に手続を行わ ざるをえず、大変な手間と時間を要して いる。新しいサービスの提供に際して、 逐一認可が必要とされるのでは、利用者 のニーズに対応した機動的、迅速なサー ビスの提供ができない。届出制となれ ば、行政、放送事業者ともに事務負担の 軽減につながる。従って、B Sアナログ放 送についても、早急に届出制に移行する 必要がある。	有料放送を行なう一般放送事業者が、 受信者に提供する役務の料金等、約款 内容を変更する場合、B Sデジタル放送 やC Sデジタル放送については、事前届 出のみですむ一方、B Sアナログ放送に ついては依然として総務大臣の認可を 得なければならない。そのため、B S放 送において、料金等加入契約約款を変 更する必要が生じた場合、B Sアナログ 放送部分のみ、その変更前先立ち認可 を受けなければならない。
zA080022	総務省	B Sデジタル放送周波数帯域(伝送 容量)の柔軟な利用【新規】	5053	5053A131	1	1	(社)日本経済団体連合会	131	B Sデジタル放送周波数帯域(伝送容量) の柔軟な利用【新規】	放送事業者の創意工夫により、柔軟に サービスを組み合わせる展開できるよう、 電波法上で使用許可が付与されている 帯域の枠内であれば、放送法上も帯域 免許的な認定制度を認める方向で、委 託放送の種類、番組数、周波数帯域の 利用を放送事業者の裁量で自由に設 定、変更することができるようにすべ きである。		デジタル放送については、放送法の規 定により、当初、免許申請を行なった放 送の種類、番組数、周波数帯域等の変 更を行なう場合には、総務大臣の許可 が必要となっており、時々々の視聴者ニ ーズに対応して機動的な番組編成、放送 を行なうことができない。デジタル放送に 係る技術進歩に伴い、映像の帯域を圧縮 し、余裕部分を別の放送に活用できる可 能性もある。デジタル放送の特徴を活か し、周波数の有効活用と視聴者のニーズ に適った機動的なサービスの提供を行 なうことができるよう、放送事業者の裁 量の拡大を図るべきである。	B Sデジタル放送の委託放送業務の認 定は、委託放送の種類、周波数・伝送容 量、番組数等の事項を指定して行われ ており、これら委託放送事項を変更す る場合には、予め総務大臣の許可を得 なければならない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080023	総務省	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	電波法第38条の33、 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項 電気通信事業法第52条、第69条 電気通信事業法施行規則第32条	無線設備の製造業者又は輸入業者は、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないもの(特別特定無線設備)について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備は、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。 特別特定無線設備の対象機器については電波監理審議会の審議・答申、パブリックコメントを経て決定される。 端末機器の製造業者又は輸入業者は、端末機器のうち電気通信回線設備を利用する他の利用者に著しく妨害を与えるおそれが少ないもの(特定端末機器)について、その設計が電気通信事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特定端末機器は、登録認定機関による認定又は認証を受けた特定端末機器と同様に、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときに当該電気通信事業者の検査を受けずに使用が可能となる。 総務大臣の認可を受けた技術的条件に適合していることについて、登録認定機関又は承認認定機関が認定をした端末機器を接続したときも同様に接続	C	又は	技術基準適合自己確認の対象となる無線設備の拡大については、消費者(無線利用者)の保護、無線設備の製造業者の利便性等を考慮し、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等も勘案して検討を行うこととしているが、今回要望されている無線LANについては、16年度に実施した市場調査において問題となる機種が複数確認されており、また17年度においても既に申告により問題となる機種が複数確認されている。したがって、今後の改善状況を注視する必要がある。 なお、技術基準適合自己確認の対象となる無線設備は、米国でも少数に限定されており、ほとんどの無線設備は第三者による試験を必要としている。また、欧州等の類似の制度においても、第三者機関の一定の関与を必要としており、欧州においても慎重に制度を運用しているところである。 また、「端末設備の接続の技術的条件」は、電気通信サービスの迅速なサービス提供が可能となるよう、例外的に電気通信事業者毎にその認可を行う暫定的な措置である。技術的条件の中で技術基準制定化の要望が強く、一般的・標準的なものとして技術基準とすることが適当であると認められるに至ったものについては、随時、技術基準としているところである。		要望者より以下の通り意見が提出されており再検討願いたい。 当初要望理由のとおり、「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について(平成17年1月19日 内閣府規制改革・民間開放推進室)にある「対象範囲は…平成18年度までに一定の結論を得る」との総務省回答について、その前倒しでの対応を要望するものである。従って、その観点でのご回答をお願いしたい。	C		技術基準適合自己確認の対象となる無線設備の拡大については、消費者(無線利用者)の保護、無線設備の製造業者の利便性等を考慮し、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等も勘案して検討を行うこととしている。当初要望理由において、「対象範囲を拡大する形で、前倒しで結論を出す必要がある。」とされているが、今回要望されている無線LANについては、16年度に実施した市場調査において問題となる機種が複数確認されており、また17年度においても既に申告により問題となる機種が複数確認されている状況であり、現時点で問題がないという状況に至っていない。 なお、技術基準適合自己確認の対象となる無線設備は、米国でも少数に限定されており、ほとんどの無線設備は第三者による試験を必要としている。また、欧州等の類似の制度においても、第三者機関の一定の関与を必要としており、欧州においても慎重に制度を運用しているところである。
zA080024	国土交通省 総務省	公共工事指名願い様式の統一	地方自治法施行令第167条の11	(指名競争入札の参加者の資格) 第百六十七条の十一 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。 3 第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。	【について】 C		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間での様式の統一化や手続の共通化といった取組は、あくまでも各地方公共団体における様式の統一化等を行うことは適切ではない。		回答では、複数の自治体間での様式の統一化や手続の共通化といった取組は、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであり、国が制度として地方公共団体における様式の統一化や手続の共通化を行うことは適切ではないとされている。現状が民間事業者にとって負担となっていることも事実である。あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであるとしても、国が一定の方向性を示して地方公共団体による様式の統一化や手続の共通化の取組を後押しすることは否定されるべきものではないと考える。様式の統一化や手続の共通化の推進について地方公共団体に対し技術的助言をすることができないか、改めて検討され、示されたい。	C	地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられているところであり、国の関与により入札参加資格審査申請書の様式を全国統一とすることは困難であるが、地方公共団体の自主的な検討と判断の結果、様式の統一化や手続の共通化が図られることは、申請者の負担軽減の観点から望ましいものとする。総務省としても、これまで国において各省申し合わせにより統一様式が定められた際には、各地方公共団体における取組の参考とするようこれを周知してきたところであり、今後も国の動向等を踏まえつつ、適宜対応を検討することとしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080023	総務省	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5053	5053A132	1	1	(社)日本経済団体連合会	132	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	現在、技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備・端末機器について、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には除外対象から外すなど、可能なものから、技術基準適合自己確認制度の適用対象を拡大していくべきである。特に、無線LAN、ADSLモデム、サーバー、IP通信網サービス端末、OCUなど、消費者ニーズの高い設備・機器については、早急に規制緩和を図るべきである。		国際競争の激化、急速な技術進歩、製品のライフサイクルの短期化など、市場環境が急速に変化するなか、製造事業者は、新製品を迅速に、かつ低コストで市場に投入する必要がある。諸外国において、自己適合宣言方式が一般的となるなか、わが国では、技術基準適合自己確認制度の適用範囲が限定されており、消費者ニーズに対応した新製品の迅速な市場投入を阻害し、利用者利益やわが国産業の国際競争力を損なう結果を招いている。自己確認制度の対象範囲については、「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成17年1月19日内閣府 規制改革・民間開放推進室)で総務省は、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月閣議決定)を踏まえ、平成16年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」と回答しているが、このような状況に鑑み、対象範囲を拡大する形で、前倒しで結論を出す必要がある。	電波法に定める特定無線設備のうち、技術基準適合自己確認制度の対象と認められているのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話、及びデジタルコードレス電話のみに限られている。同時に、電気通信事業法に定める端末設備についても、自己確認制度の対象となっているのは技術基準の定まった機器に限定されており、電気通信事業者が自ら定め、国が定める技術基準と同等の効果を持つ技術的条件については、第三者指定機関の認証を受けなければならない。
zA080024	国土交通省 総務省	公共工事指名願い様式の統一	5053	5053A133	1	1	(社)日本経済団体連合会	133	公共工事指名願い様式の統一	各地方公共団体に対して、「公共工事指名願い」の統一様式を使用するよう適切な指導・助言を行うべきである。を行った上で、各自治体でも国土交通省と同様のオンライン手続きを行えるようにするべきである。		国土交通省・事業団・道路公団等ではインターネットによる一括申請が可能となっているが、地方自治体においては指名参加願いの様式・方法などが千差万別であり、その確認および個別対応のために多大な労力とコストを要している。よって、指名参加様式を統一するとともに、電子化することが望まれる。これにより、入札参加者の業務の効率化を実現することができる。	公共工事指名願い(指名競争入札参加資格申請書)について、国土交通省は統一様式を設定しているが、あくまで参考扱いのため、現状は地方公共団体により様式にかなり違いがある(特に、資格所持項目・職員の分類等の様式がまちまちであり、逐一調査する必要がある)。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080025	総務省	固定資産税の納付手続きに関する 電子化の推進	地方税法第364条 第1項～第3項、第3 83条	現在、地方団体が組織する地方税電子 化協議会において、地方税関係系統の 電子化を推進し、又全国共通のポータ ルシステムの検討、整備が進められて いるところである。	d	-	地方税法は、固定資産税の納付手続 を書面によるものに限定しておらず、こ れを電子化することは、現行法制度上 既に可能である。 地方税電子化協議会において、地方 税ポータルシステムは順次各税目につ き稼働していく予定であり、平成18年1 月には償却資産税の申告手続が電子 化される。 追って、申告手続のみならず、納税者 の利便性の向上を鑑みながら申請・届 出・納税手続まで組み込まれていく予 定である。		今回回答いただいている検討状況につ いて、何らか周知する対応策を検討さ れたい。	d	-	平成18年1月以降、政令指定都市 から順次、償却資産に係る固定資 産税の申告手続きの電子化が進展 することとなり、その進捗状 況については、総務省や地方自治 体の税務当局等において周知を 図ってまいりたい。
zA080026	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証 券化等に係る譲渡禁止特約の解除	【国】民法第466条	【国】要望事項について、平成17年4月 から債権譲渡対象を特定目的会社等 にまで拡大した。	【国】d 【地方公 共同体】 e	-	【国】要望事項について、平成17年4月 から債権譲渡対象を特定目的会社等 にまで拡大した。 【地方公共団体】地方公共団体による 債権譲渡の承認については、各地方公 共同体において適切に対応されるよう 要請するための通知を发出しているこ ろ。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討 願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一 方で、「検討する」と回答しつつ検討期 間が明記されていない省庁があるな ど、対応に相違があり、各省庁の統一 的かつ早急な対応を強く求める。」	【国】d	-	総務省では、既に措置済み

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080025	総務省	固定資産税の納付手続きに関する 電子化の推進	5053	5053A134	1	1	(社)日本経済団体連合会	134	固定資産税の納付手続きに関する電子 化の推進	固定資産税の納税通知書、課税明細 書の交付、納付手続きならびに償却資 産税の申告手続きの電子化を推進すべ きである。その際には、入力フォーム、入 力手順などの仕様(インターフェイス)の 標準化を図るべきである。		現状では固定資産税の納税通知書、 課税明細書が地方公共団体ごとに異 なっている場合があり、全国展開してい る企業や納付を受付ける金融機関にとっ ては、事務が煩瑣であるばかりか、企業 内部の電子化の阻害要因となっている。 例えば固定資産税の納税通知書の様式 については、定めはあるものの、実際 には地方公共団体ごとに大きさ等の仕様 がバラバラであり、企業の集計作業等に おいて不便が生じている。固定資産税の 納付手続きの電子化により、企業、行政 双方において、納税事務が簡略化・効率 化され、コスト削減と生産性の向上が期 待される。なお、現在、電子自治体シス テムの共同化に向けた取り組みが行われ ているが、総務省の調査によれば、 2005年4月時点で地方税の電子申告を 開始した地方公共団体はなく、2006年度 までに開始が予定される団体も4つに過 ぎない。納税者の利便性向上の観点か ら、電子納税が行える汎用システムの導 入を早期に図るべきである。また、ごく 一部に固定資産税の課税誤りが散見され る地方公共団体もあるが、電子申告を可 能とすることにより、多くの資産を所有す る企業が課税額の確認を容易に行える という利点もある。	固定資産税の納税義務者には、交付 された納税通知書、課税明細書に基づ き、各市町村が定めた納付書により、各 事業所等が所在する市区町村長に対 し、税金を納めなければならない。 固定資産税の納税義務がある償却資 産の所有者は、毎年、償却資産課税 台帳の登録および当該償却資産の価格 の決定に必要な事項を所在地の市町村 に申告しなければならない。
zA080026	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券 化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	4	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化 等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につ き、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべ きである。そのため、各省庁共通のルー ル(譲渡先が金融機関の場合は債権 譲渡禁止特約の適用除外とする、事 前承認手続を大幅に簡素化する、債 権譲渡に対する取扱を統一する)を策定 することが求められる。地方公共団体に 関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲 渡禁止特約の存在が障害となっている。 債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省 庁、地方自治体が共通ルールの下で着 実に取り組むことが求められる。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080027	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	(理由) 財務省回答と同旨					
zA080028	総務省	消防法及び火災予防条例におけるIH調理器等と周囲との離隔距離に関する規制緩和【新規】	消防法第9条 条例準則(平成5年2月10日) ガス式フィルター 条例準則(平成6年11月1日) 電気式フィルター 省令(平成14年3月6日) ガス、電気式レンジフードや周辺物	IHクッキングヒーター等の電気を熱源とする調理用機器の上方の離隔距離は、気体燃料を使用する厨房設備及び調理器具と同様、建築物の部分の不燃材料以外の材料による仕上げ等の場合100cm、不燃材料で有効に仕上げをした建築物の部分等の場合80cmである。	b		IHクッキングヒーター等の電気を熱源とする調理用機器(IH調理器等)は、一般家庭用として初めて発売されて以来、技術進歩による小型・軽量化と低コスト化が図られたことにより、近年急速に普及しつつある。また、業界内でもIH調理器等と上方の離隔距離に関する様々な知見が蓄積されてきており、こうした現状を踏まえ、IH調理器等と周囲のグリッドフィルターにおける一定の火災予防上の安全性を確保できる離隔距離等について、検討を行っている。		要望者からの再意見を踏まえ、再度検討いただきたい。 (要望者再意見) IH調理器等と周囲のグリッドフィルターにおける一定の火災予防上の安全性を確保できる離隔距離等について、検討を行っていただくことを考えている。との回答であり、早急な検討開始を要望する。具体的な検討体制やスケジュール等について、明らかにしていただきたい。	b	IHクッキングヒーター等の電気を熱源とする調理用機器(IH調理器等)は、一般家庭用として初めて発売されて以来、技術進歩による小型・軽量化と低コスト化が図られてきたことにより、近年急速に普及しつつある。また、業界内でもIH調理器等と上方の離隔距離に関する様々な知見が蓄積されてきており、こうした現状を踏まえ、IH調理器等と周囲のグリッドフィルターにおける一定の火災予防上の安全性を確保できる離隔距離について検討を行い、H18年度中に一定の検討結果をまとめる予定。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080027	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	5053	5053A148	1	1	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であって、1株主あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。		外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。
zA080028	総務省	消防法及び火災予防条例におけるIH調理器と周囲との離隔距離に関する規制緩和【新規】	5053	5053A204	1	1	(社)日本経済団体連合会	204	消防法及び火災予防条例におけるIH調理器と周囲との離隔距離に関する規制緩和【新規】	家庭における電気式調理器(IH調理器等)については、裸火もないことや熱源の容量なども限られていることなど、その特性から考えて、燃焼式に比べてもう少し熱源の近くで換気することが省エネ上も使い勝手も非常に効果が大いことから、離隔距離の再検討が必要である。		財団法人ベターリビングの「電化厨房における必要換気量に関する基礎的研究委員会(委員長:村上周三東京大学教授(当時))が2005年3月にとりまとめた「電磁調理器を用いた住宅用厨房の必要換気量に関する基礎的調査報告書」によると、電磁調理器の換気量を従来の約半分に低減できるため、省エネルギーに資するということである。この報告書では、レンジフードと電磁調理器との離隔距離を60cm、40cmにした場合、必要換気量はそれぞれ130m ³ /h(捕集率85%以上)、90m ³ /h(捕集率90%以上)と、さらに低減できることが提言されている。電気式調理器は裸火がないことから、その安全性や特質を生かした直上での吸い込みや横引きなど多様な方法がユーザーの使い勝手や省エネ・省CO ₂ の観点などから望まれている。また、非常に火源容量も小さく、本人の使い勝手に任ず家庭などにあっては、裸火もなく、安全性は従来タイプと比べて格段に大きいと考えられる。また、上記委員会報告書でも、今後の課題は「火災予防上の安全性を低下させることなく、電気式調理器と周囲の可燃物等との離隔距離を短くするための措置を検討していくこと」と指摘されており、現在の規制のあり方について再検討する必要がある。	電気式調理器(IH調理器等)は裸火もなく、安全性に優れ、危険性も低いにも拘らず、燃焼式と同様に火源の上80cmの換気扇との離隔距離が設定されている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080029	総務省	WTO政府調達協定の適用対象機 関からのNTTグループ各社の除外	(WTO)政府調達に 関する協定(1996年)	1996年1月1日に発効した世界貿易機 関(WTO)「政府調達に関する協定」 は、政府機関等による産品、サービス の調達に、内国民待遇、内外無差別の 原則を適用し、また、政府調達に手続 の透明性を確保することを定めている。 我が国においては、同協定附属書「付 表において約束している中央政府機 関、地方政府機関(47都道府県及び12 政令指定都市)、特殊法人及び独立行 政法人による調達に同協定が適用され る。	-	-	WTO政府調達協定は、公正、公開か つ競争的な政府調達を促進するための 国際ルールである。我が国は、同協定 締約国間の権利及び義務の均衡並び に同協定に定める相互に合意された適 用範囲に基づき、内外無差別等の原則 に則った政府調達を行っており、我が 国が同協定付表において約束している 機関については、同協定を誠実に遵守 している。これらの機関を協定適用機 関から除外するためには、同協定に定 める手続により所要の通報を行っ たうえで、各締約国からの異議申立がない ことが条件となるものであり、我が国の 規制改革に対する枠組みの中で捉えら れるものではない。 なお、我が国は、平成11年7月1日の NTT再編に伴い、NTTの承継会社の1 つであるNTTコミュニケーションズ社は 同協定の対象機関としない旨の通報 を、同協定の手続に従ってWTO政府 調達委員会を通じ各締約国に対して 行ったところ、これに対して米国、EC、 カナダから異議申立が行われた。それ 以降、同社が協定の除外基準を満たし ていることについて同委員会や各種協 議の場を通じて重ねて説明を行ってき た結果、米国及びカナダは異議を撤回 したものの、依然ECが異議を留保して いるところ。 WTO政府調達委員会合会等の場で 我が国はECに対し意義の撤回を求め ており、今後とも取り組みを継続してい きたい。					
zA080030	総務省	公共工事にかかる地域要件設定の 運用改善	地方自治法第234条 地方自治法施行令 第167条の4、第167 条の5、第167条の5 の2、第167条の11	地方自治法施行令 第六十七條の五の二 普通地方公 共団体の長は、一般競争入札により契 約を締結しようとする場合において、契 約の性質又は目的により、当該入札を 適正かつ合理的に行うため特に必要が あると認めるときは、前条第一項の資 格を有する者につき、更に、当該入札 に参加する者の事業所の所在地又は その者の当該契約に係る工事等につ いての経験若しくは技術的適性の有無 等に関する必要な資格を定め、当該資 格を有する者により当該入札を行わせ ることができる。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画 (改定)」(平成17年3月25日閣議決 定)に掲げられているとおり、関係省庁 とともに検討を進めていくことしたい。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討 願いたい。 「現在の検討状況および今後の検討 のスケジュール等について、具体的に 示すべきである。」	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画 (改定)」(平成17年3月25日閣議決 定)に掲げられているとおり、地域要件 の設定のあり方については、当省を含 む関係省庁において適宜検討すること とされている。したがって、今後、それ ぞれの所管する立場から検討が進めら れていくものと考えている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080029	総務省	WTO政府調達協定の適用対象機 関からのNTTグループ各社の除外	5053	5053A222	1	1	(社)日本経済団体連合会	222	WTO政府調達協定の適用対象機関か らのNTTグループ各社の除外	NTTグループ各社(NTT持株会社、NT T東日本、NTT西日本、NTTコミュニケー ションズ)を政府調達に関する協定の適 用対象機関から除外すべきである。とり わけ、完全な民間企業となっているNTT コミュニケーションズ社の適用除外につ いては、協定締結国に対し、早期に必要な 働きかけを行うべきである。		民営化されたNTTグループ各社は、通 信業界におけるグローバルな競争が急 速に進展している中での事業展開を余 儀なくされており、また経営努力により一 層の合理化、コストダウンを求められて いる。こうしたなか、NTTグループ各社 は、政府調達協定の対象機関として、煩 雑な手続きを行うことにより、購入に至る まで2.4~5.5カ月という長期間を要した り、海外製品の調達額の集計を求められ る等、多大な負担を強いられている。こ うした手続きは、機動的なビジネスを阻害 し、諸外国の企業と比べて非常に不利な 状態となっており、対象機関から除外さ れば、ビジネスのニーズに合わせて迅速 で柔軟な調達が可能となる。	NTTグループ各社は、民営化され市場 の監視を受けているにもかかわらず、 「WTO政府調達に関する協定」におい て、中央政府、地方政府及び他の特殊 法人と並んで同協定の適用対象機関と して定められ、協定で定める手続きに 従って調達手続きを進めることが義務付 けられている。 また、わが国は、自主的措置として、政 府調達における供給者の利便性向上等 の観点から、「物品に係わる政府調達手 続き」等を定めており、協定対象機関に は、より詳細かつ対象範囲が広い調達 手続きが求められている。
zA080030	総務省	公共工事にかかる地域要件設定の 運用改善	5053	5053A237	1	1	(社)日本経済団体連合会	237	公共工事にかかる地域要件設定の運用 改善	公共工事の入札参加資格にかかわる 地域要件の設定については、入札参加 者を過度に制限することないよう、運用 の改善を図るべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事 業者でない(あるいは受注実績がない) という理由のみで、高い技術力やコスト 競争力を有する他の地域の事業者(あ るいは他の地域で同種工事の実績を有す る事業者)が入札に参加できなくなっ ている。こうした運用を是正することによ り、公共工事の分野における技術力やコ ストに着目した健全な企業間競争が実 現され、国等や地方公共団体は低廉で 質の高い社会資本の整備等が可能とな る。「規制改革・民間開放推進3か年計 画(改定)」においては、「過度に競争性 を低下させる運用とならないよう、今後 国において、地方公共団体における地 域要件の設定の在り方について基本的 な考え方を検討し、その結果を地方公共 団体に対して周知する。また、地域要件 設定の理由の公表については、早急に 実施するよう要請する」とされているが、 実際には運用の改善が図られていな い。	公共工事の入札参加資格について は、地元の中小事業者を優先する政策 目的などから、発注者の行政区域内に 主たる事業所(本社)あるいは営業所を 置いていることや、過去の工事受注実績 等を入札参加資格としたり、入札招請者 の指名に当たり考慮することなど地域要 件の設定が広く行われている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080031	総務省	指定管理者の選定プロセスについての統一した基準の策定(新規)	地方自治法第244条の2	〔公の施設の設置、管理及び廃止〕 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出する。	C		指定管理者の選定プロセスの透明性を確保することは、当然重要である。こうした観点から、指定管理者の指定の手續については、地域の実情、対象となる施設の状況等を踏まえ、条例により地方公共団体が自主的に定めるものである。指定管理者の選定のプロセスについても各地方公共団体で自主的に判断すべきものであり、要望のような統一した基準を策定することは、地方自治の観点から適切ではない。		要望者からの下記の新なる意見を踏まえて、検討し、具体的対応策を示されたい。 指定管理者の選定プロセスの透明性の確保に資する方策について早急に検討し、地方公共団体に技術的助言を示すなど、必要な措置を講ずるべきである。	d		指定管理者の選定プロセスの透明性を確保することは、当然重要である。こうした観点から、指定管理者の指定の手續については、地域の実情、対象となる施設の状況等を踏まえ、条例により地方公共団体が自主的に定めるものである。指定管理者の選定のプロセスについても各地方公共団体で自主的に判断すべきものであり、要望のような統一した基準を策定することは、地方自治の観点から適切ではない。 第2 公の施設の管理に関する事項 2 条例で規定すべき事項 (1) 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておくことが望ましいものであること。 ア 住民の平等利用が確保されること。 イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。 (各都道府県知事宛 総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」総行行政第87号 平成15年7月17日)
zA080032	総務省	業者登録制度の緩和	地方自治法施行令第167条の5	第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、これを公示しなければならない。	C		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間での登録情報の共有化や基準の共通化等といった取組は、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであり、国が制度として業者登録の集約化を行うことや、一定基準を満たした業者を全地方公共団体間で統一的に登録免除とすることは適切ではない。		要望者からの下記の新なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 実際に各自治体にて業者登録を行なうことは、個々の入札案件における参加の第一歩ではありますが、実際の入札案件そのものの多様性はともかく、業者登録時において、提出を求められる情報は、自治体間で共通部分が多いのが現状です。しかしながら、いざ企業が登録作業を行なうとなると、各自治体へ必要な情報を郵送しない持参しなければならぬなど、1件あたりに費やす作業・移動等のコストは若干では済まず、また、2年に1度、更新しなければならず、そのため、多くの自治体に業者登録することが、事実上難しいのが実状です。 一方、各自治体にとっても、業者登録の受付・審査・整理という作業は片手間で済まず、自治体の自主性を重んずるあまり、国全体で、不要な作業(費用)が発生していることを懸念しております。登録の管理自体は、各自治体に委ねるとしても、情報の共有化については、国が主導的立場を果たせると期待しております。 また、業者登録の手段が簡素化されることで、健全な競争原理が働き、より適正な価格・質で落札されるであろうことも付記いたします。	C		地方公共団体における入札参加業者の登録手續をどう定めるかは各地方公共団体に委ねられているところであり、国の関与により全国統一の制度を構築することは困難であるが、地方公共団体の自主的な検討と判断の結果、登録情報の共有化や手續の共通化が図られることは、申請者の負担軽減及び行政事務の効率化の観点からも望ましいものと考えます。総務省としても、これまで国において資格審査登録請求書等の統一様式が定められた際には、各地方公共団体における取組の参考とするようこれを周知してきたところであり、今後も国の動向等を踏まえつつ、適宜対応を検討することとしたい。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080031	総務省	指定管理者の選定プロセスについての統一した基準の策定[新規]	5053	5053A242	1	1	(社)日本経済団体連合会	242	指定管理者の選定プロセスについての統一した基準の策定[新規]	指定管理者の選定プロセスの透明性を確保するため、選定委員会や議事録の公開などについて統一した基準を定めるべきである。		指定管理者の選定にあたっては、専門的知識、運用経験、法規に沿った判断が必要と思われる。しかし、地方自治体が任命した選定委員が指定管理者を選定し、選定委員会やその議事録が非公開であった場合、そのプロセスが不透明で、住民の意思が直接に反映されるとは言いがたい場合がある。	指定管理者の指定の手続は条例で定めなければならないとされ、指定自体も議会の議決を経なければならないとされている。実際の運用では、指定管理者の選定は選定委員会に付託されており、選定プロセスの透明性が低い事例が散見される。
zA080032	総務省	業者登録制度の緩和	5061	5061A001	1	1	株式会社ノヴァ	1	業者登録制度の緩和	民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければなりません。この業者登録制度の集約化、または資本金・従業員数・キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とします。	<p>【具体的な提案】 各自治体が必要とする登録情報を1つにまとめたものを「業者登録共通フォーム」とし、全国の自治体の業者登録の際に使用します。 各自治体が必要とする登録の情報については添付の資料を参照ください。各自治体に共通する割合が高い情報については*をつけてあります。 添付の資料のように、各自治体が求める情報のうち、共通する割合が高いものを「業者登録共通フォーム」に盛り込みます。</p> <p>事情によりどうしても特定の情報が必要である場合に限り、例外措置を認めることにすれば、地域の実状を踏まえる事も可能です。</p>	<p>現状の業者登録制度は、官民双方に煩雑な手間とコストがかかる仕組みになってしまっており、実質的に登録の制限につながっています。地方公共団体による事業は、全て公益的な事業であり、税金の有効活用のためにも、入札等において、各事業に適した企業がより容易に参加できるよう登録の仕組みを改善すべきであると考えます。</p> <p>行政手続オンライン化法においても、「手続等の簡素化又は合理化」をはかることが定められており、東京都下では本年度より51自治体が参加する協議会で業者登録情報の共有が行われています。</p> <p>仮に全国規模での管理業務の集約が実現すれば、二百億円規模の歳出削減にもつながると考えられます。 (添付資料もご覧下さい)</p>	添付資料（「要望理由」の詳細）および、添付資料「(株)ノヴァ調査「業者登録内容の調査」(2004.6.29)」を添付。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080033	総務省	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	<p>(財産の管理及び処分)</p> <p>第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で、議会の議決による場合でなければ、これを信託してはならない。</p> <p>(行政財産の管理及び処分)</p> <p>第二百三十八条の四 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第三項及び第四項の規定を準用する。</p> <p>3 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。</p> <p>4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p>	b	地方公共団体の基金に属する財産等の活用については、その信託の可否も含め、今後とも慎重に検討していくこととしたい。		<p>要望者より以下のとおり再意見がきており、再度、貴省からの回答をいただきたい。</p> <p>1.既に一部の地方公共団体において、保有する金銭債権を、信託方式と同等の経済効果が認められるローン・パーティシペーション方式で流動化した実例があること、国においては、「行政財産」を普通財産に用途変更した上で信託を設定し、当該財産を引き続き国が使用する方式が認められると解されていること、を踏まえ、地方公共団体が保有する財産全般について流動化を目的とする信託を可能とすることは、地方公共団体の資金調達手段の多様化に資するといえる。</p> <p>よって、基金に限定することなく、地方公共団体が保有する財産全般について流動化を目的とする信託を可能とすることについて、検討スケジュールを明示していただくとともに、早急に検討いただきたい。</p>	b	現在、地方公共団体等からの要望を踏まえ、鋭意検討しているところである。なお、信託の対象となる財産の範囲の拡大については地方自治法等の改正が必要と考えており、次期通常国会を念頭において、必要な検討や作業を行ってまいりたい。		
zA080034	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	<p>財政法第15条第1項及び第2項</p> <p>自治法第234条の3、自治法施行令第167条の17</p>	<p>予算上承認された案件に限り、国庫債務負担行為の契約を実施している。</p> <p>(長期継続契約)</p> <p>第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百三十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第六十七條の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。</p>	d		<p>今後も予算上承認された案件に限り、国庫債務負担行為の契約を継続していく。</p> <p>地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約は、同条に規定されているとおり、債務負担行為の設定によることなく、複数年にわたる契約を可能とするものではないため、次年度以降の予算措置については制度上保障されないものである。したがって、契約の履行を確保するために次年度以降の財源を確実に予算措置するためには、債務負担行為を設定すべきである。債務負担行為を設定せずとも次年度以降の予算措置の見込みを踏まえ、契約解除事項については、契約当事者の合意に基づいて適切に設定されるべきものである。</p>		<p>要望者は以下のような追加意見を提出しているところであり、要望者の意図も踏まえ、今一度検討されたい。</p> <p>各省庁からの回答では「物品等のリース契約については、単年度契約や購入による場合と比較して合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約の活用を検討している」とされているが、どのような場合に合理性が認められるのか明確にすべきである。なお、一部の省庁では「単年度契約」のみとの回答をされているが、国庫債務負担行為による複数年契約の活用についても検討を行うべきである。</p> <p>国とのリース契約について、地方自治法234条の3、地方自治法施行令第167条の17と同等の法令改正を行い、リース契約を長期継続契約の対象とする等の法制度の整備を行うべきである。</p>	d	今後も予算上承認された案件については、国庫債務負担行為を活用した契約を引き続き推進する。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080033	総務省	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	5071	5071A008	1	1	社団法人信託協会	8	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	<p>・地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。</p> <p>・普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合しか認められておらず、公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。</p> <p>・そこで、地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産である土地(及びその定着物)以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に(普通財産である土地(及びその定着物)の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うことを要望するもの。</p>		<p>・地方公共団体では現在、早期の財政健全化の必要性が叫ばれており、保有する財産の売却を中心に財政の健全化に向けた取組みがなされていると。その財産によっては、購入に多額の資金を必要とするために、売却先が現れない場合も想定される。斯かる場合において、その保有する財産を流動化、証券化のために信託することにより、当該信託により生じる受益権を小口化し、多数の投資家に売却することで資金調達が可能となり、早期の財政健全化が図られることとなる。</p> <p>・また、地方公共団体において、資金調達手段の多様化が図られることは、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。なお、一部の地方公共団体においては、保有する金銭債権をローン・パーティシペーション方式で流動化した実例が存在する。</p> <p>・現行、行政財産の用途を廃止し、普通財産としたうえで資金調達を行うことは制度上可能であるが、信託方式による流動化は認められていない。例えば行政財産について信託を設定し、その受益権を譲渡して資金を調達する一方で、当該行政財産を引続き地方公共団体が使用(賃借)する形態をとれば、一般のテナントが賃借する場合と比べて、当該信託受益権の価値が高まり、ひいては地方公共団体の早期の財政健全化が達成できることとなる。</p> <p>・以上のように地方公共団体の財政の健全化に資する効果に鑑み、ローン・パーティシペーション方式と同等の経済的効果を有する信託方式による流動化を可能とすること、併せて行政財産の用途又は目的を妨げない限度で信託の設定を行うことを可能としたい。</p> <p>・なお、国においては行政財産を普通財産に用途変更したうえで、信託を設定し、当該財産を引続き国が使用する方式が認められると解されており、地方公共団体においても少なくとも同様の措置を要望するもの。</p>	
zA080034	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	4	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	<p>国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。</p>		<p>現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080035	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	【国】民法第466条	【国】要望事項について、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	【国】d 【地方公 共団体】 e	-	【国】要望事項について、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。 【地方公共団体】地方公共団体による債権譲渡の承認については、各地方公共団体において適切に対応されるよう要請するための通知を発出しているところ。	-	要望者から以下のとおり意見が提出されていることを踏まえ、再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない等の対応に相違があり、各省庁の統一かつ早急な対応を強く求める。」	【国】d	-	総務省では、既に措置済み
zA080036	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法 第151条の2 第152条 第699条の11	現在、自動車保有に関する手続は、市区町村役場、警察署、税務事務所、運輸支局の各行政機関に outgoing 申請手続等を行う必要がある。	a	自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月26日から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目途に段階的にワンストップサービス化を進めることとしている。 なお、軽自動車については、税体系が異なり、保有に関しては自動車税の対象ではなく、市町村が課する軽自動車税の対象となっている。こちらは市町村によって電算化等の進捗状況にも相当な差があることから、自動車のワンストップサービスの進展状況やその運用の状況を見ながら関係機関と検討を行うこととしている。	-	ワンストップサービスについて、回答では「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続」以外のワンストップサービスについては平成20年を目途に段階的に実施とあるが、具体的な検討時期について示されたい。 軽自動車のワンストップサービスについて、具体的な検討時期について示されたい。	a	-	新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続以外の手続のワンストップサービス化については、平成20年を目途に段階的に実施することとして、関係省庁において検討を進めることとしており、具体的な実施時期について回答できる時期にない。 また、軽自動車のワンストップサービスについては、自動車のワンストップサービスの進捗状況やその運用の状況を見ながら関係機関と検討を行うこととしているため、具体的な検討時期については回答できる時期にない。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080035	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	4	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	
zA080036	国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5088	5088A035	1	2	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続きは平成20年を目標に段階的に進めるとされているが、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、早急に検討・具体化すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、反映させること。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080037	総務省	指定業者登録様式の統一化	地方自治法施行令 第167条の11	<p>(指名競争入札の参加者の資格) 第百六十七条の十一 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。 3 第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p>	C		<p>地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間での様式の統一化や手続の共通化といった取組は、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであり、国が制度として地方公共団体における様式の統一化等を行うことは適切ではない。</p>		<p>回答では、複数の自治体間での様式の統一化や手続の共通化といった取組は、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであり、国が制度として地方公共団体における様式の統一化等を行うことは適切ではないとのことであるが、現状が民間事業者にとって負担となっていることも事実である。あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであるとしても、国が一定の方向性を示して地方公共団体による様式の統一化や手続の共通化の取組を後押しすることは否定されるべきものではないと考える。様式の統一化や手続の共通化の推進について地方公共団体に対し技術的助言をすることができないが、改めて検討され、示されたい。</p>	C		<p>地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられているところであり、国の関与により入札参加資格審査申請書等の様式を全国統一とすることは困難であるが、地方公共団体の自主的な検討と判断の結果、様式の統一化や手続の共通化が図られることは、申請者の負担軽減の観点から望ましいものとする。総務省としても、これまで国において各省申し合わせにより統一様式が定められた際には、各地方公共団体における取組の参考とするようこれを周知してきたところであり、今後も国の動向等を踏まえつつ、適宜対応を検討することとしたい。</p>
zA080038	総務省 国土交通省	軽自動車届出事項の閲覧若しくは、証明書交付	地方税法第442条の2	<p>軽自動車税の納税義務者等は、申告内容に基づいて決定されている。</p>	d	-	<p>所有者から当該軽自動車等に係る軽自動車税に関する照会を受けた市町村は、地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)に抵触することなく回答することが可能である。</p>	-				

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080037	総務省	指定業者登録様式の統一化	5088	5088A041	1	1	社団法人リース事業協会	41	指定業者登録様式の統一化	通常2年に1回、各中央官庁および地方自治体向け「競争入札参加資格申請」の必要が生じている。旧建設省統一様式の自治体も多いが、基本的には申請のフォーマットと提出書類が区々である。全国にまたがり申請を行なう場合、その申請書フォーマットや提出書類のチェックに相当の労力を費やすこととなっている。統一フォーマットを用意することで、資格申請する企業が手続きを緩和され、申請が集中する毎年1月～3月の事務軽減に繋がる。	統一フォーマットの設定により、リース会社のみならず全国の企業がこの官公庁向け入札資格申請に係る事務負担の軽減に繋がる。	官公庁の入札(取引)には、入札資格申請が必須で、毎年1月～3月にその資格申請受付が集中している。その申請フォーマットや提出書類も地方自治体毎に区々であり、その申請手続きは煩雑となっている。しかも、同じ自治体でも毎回変更がされており、その申請内容チェックに時間をとられる。全省庁統一申請が実施され、各企業ともその利便性を充分に感じているところでもあり、一ヶ所に出せばよいというのは難しくとも、フォーマットの統一ぐらいは図っていただきたい。東京都の「電子自治体共同運営」の方式も一つの方法である。	
zA080038	総務省 国土交通省	軽自動車届出事項の閲覧若しくは、証明書交付	5088	5088A053	1	1	社団法人リース事業協会	53	軽自動車届出事項の閲覧若しくは、証明書交付	軽自動車について、現行制度では「届出事項」の閲覧若しくは証明書交付ができない。リース会社が「自動車税の納税義務者」の確認が必要な場合、例えば、納税確認の事由部分に限り、閲覧・証明書の交付等を行うこと。	業務の効率化、放置車両の完全撲滅(環境対策)、スムーズな納税行為の実現	「登録車両」については、道路運送車両法 第22条(登録事項等証明書)により現在登録証明書の取得が可能(所有権移転・現使用者の確認等が可能)。軽自動車の場合は不可能である。リース会社では、「リース車両」と「所有権留保車両」が存在し、その中で自動車税の「使用者課税」と「所有者課税」の区分が混在するとともに、リース会社負担以外の納付書が送付されるケースが散見される。事務効率向上と、納税スピード向上の為に、上記要望への対応が望ましい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080039	総務省 法務省 厚生労働省	市町村窓口事務の民営化事業	住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条 地方税法第20条の10	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(住民基本台帳法第12条) 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。(地方税法20条の10)	c		住民票の写し及び納税証明書等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務を始めとする厳正な服務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。 また、住民票の写し及び納税証明書等に係る事務は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。 住民票の写し等には住民情報が記載されており、また、納税証明書には税額に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替するとはいえない。		要望者より以下のとおり再意見がきており、再度、貴省からの回答をいただきたい。また、住民のプライバシーに直結する等の理由から守秘義務の必要性を困難の理由の一つと上げているが、民間委託の際の契約の条件として、守秘義務を委託先に課し、これが守られない場合には、損害賠償請求するといったことで対応可能と思われるがあわせて検討いただきたい。 「市町村の窓口で行われている住民基本台帳法に基づく事務や戸籍法に基づく事務等についての民間開放については、個人のプライバシー保護の観点及び公権力の行使等に関わるとの利用により、対応不可との回答を頂いたところですが、現在行っている事務のうち、すべての事務について対応不可であるのか、また、民間人の活用可能な部分が全くないのかという点について再度伺います。例えば、窓口での総合案内等をはじめ、各種申請書類の受付事務あるいは各種証明書等の手渡し(交付)事務や料金の受取(徴収)等については、民間人を活用することはできないものか、この場合どこからどこまでが公権力の行使に当たる事務なのか、また、守秘義務についても、一切民間人活用の道は閉ざされているのか、可能とする手法は考えられないのかなどの点について御検討願います。その上で、可能な範囲で積極的に民間活用を進めていきたいと考えます。」	c		住民基本台帳法に基づく転入届等各種届出の受付審査を行う行為は、それに基づき、選挙人名簿の登録や課税権の帰属の判断も行われるものであり、それ自体を民間開放することは困難。 また、住民票の写しの交付事務は、それを基にした公証行為であり、市町村長という公権力の主体が行うことができるもの。 交付事務のうち、一定の事実行為については「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱い」に関する法律」では、郵政公社職員が国家公務員の身分を有するという前提のもと、郵政公社が行政機関に準ずる特殊法人であることを踏まえて引渡し事務に限り取り扱わせることができるものとされているものであり、少なくとも、罰則により担保された守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、また、一定の組織的・人的・設備的条件が必要となるものと思料。
zA080040	総務省	国家公務員の人員配置の流動化	総定員法、行政機関職員定員令	総定員法は、非現業の国家公務員の定員についてその最高限度(331984人)を規定し、総量を規制。行政機関職員定員令は、総定員法の規定に基づき、各省庁の定員を規定(毎年度当初改正)。	d		国家公務員(各省庁別の行政機関)の定員については、いわゆる総定員法の規定に基づき、行政機関職員定員令において規定。行政機関職員定員令の改正については、総務省設置法に基づく毎年度の定員審査の結果、当該年度の行政機関の事務及び事業に関する予定計画にかんがみ(予算成立に合わせ)、毎年度首の整備を基本、現行の定員管理は、毎年度の各省庁定員要求に対する定員審査において、定員削減計画の着実な実施等、治安等真に必要な部門(行政分野)への増員措置等により、政府全体を通じたメリハリある定員の適正配置を措置。現行、総定員法、既定の方針(行政改革の方針、いわゆる骨太など)の下、行政の効率的な実施体制、質の高い政府を実現するため、毎年度の行政需要等に応じた適正な定員配置の措置を図り、結果、行政機関職員定員令に反映。		内閣府(市場化テスト推進室)としては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を踏まえ、引き続き関係省庁とも協力しつつ、「市場化テスト法案」の策定を進めていく中で、本要望の実現方策につき更に検討を深め、適切に対応してまいります。			

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080039	総務省 法務省 厚生労働省	市町村窓口事務の民営化事業	5091	5091A001	1	1	つくば市	1	市町村窓口事務の民営化事業	戸籍事務や住民基本台帳等一般的に市町村の窓口で行われている事務について、民間企業等への業務委託又は民間人による事務の執行を行うことを目的として関係する法規制等の緩和及びこれに必要な制度の確立等を求める。	一般的に市町村の窓口で行っている戸籍に関する事務や住民基本台帳に関する事務、あるいは、墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務等について、受付業務や諸証明の発行、及び、戸籍簿や各種台帳等への記載などの事務について、民間に委ねる。	法定受託事務である戸籍法に基づく各種事務や住民基本台帳法に基づく事務、あるいは、墓地、埋葬等に関する法律等については、市町村長の執行する事務として定められているが、これを民間企業等への委託又は民間人の活用等により、窓口事務に係るコストの削減を図り、更に民間のノウハウを窓口サービス等にかかしていくことにより行政サービスの質的向上及び市民満足度の向上を目指す。	窓口事務等の民間開放に当たっては、特に個人情報の漏洩や悪用等に関し、必要な措置を講ずることが求められる。
zA080040	総務省	国家公務員の人員配置の流動化	5093	5093A001	1	1	大阪商工会議所	1	国家公務員の人員配置の流動化	・その時々状況に応じて国家公務員の適正な人員配置ができるよう、法律の見直しを行う。		・現状、国家公務員の定員は法によって各省庁ごとに細かく定められており、柔軟な人員配置ができず、公共サービスの民間開放推進を妨げる一つの要因となっている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080041	総務省 人事院	民間との人事交流	・国と民間企業との 間の人事交流に関 する法律 ・人事院規則21-0 (国と民間企業との 間の人事交流) ・人事院規則12-1 (交流基準)	官民人事交流法に基づく民間企業への 派遣は、公務の公正性を担保しつつ、 民間企業の業務に従事させる人材育 成を目的としている制度である。	C		官民交流法は、人材育成を目的に制度 設計されたものであり、これと異なる目 的を実現する場合に直ちに現行法で対 応することは困難と考える。要望事項 については、別途民間開放に当たって の諸制度の整備の一環として検討され べきものとする。		規制改革・民間開放推進3か年計画におい て、公務員等の処遇等については、「民 間事業者等が落ちた場合には、その事 業に従事していた公務員等の処遇につ いて、各府省横断的な配置転換や、落ち た民間事業者等の希望等も助成した民間 事業者等への移転を図ること等、スム ーズな公務員等の配置転換・移転が行わ れる仕組みを規制改革・民間開放推進会議 を中心に検討し、各府省とも密接に連 絡・調整しつつ、市場化テストの本格的 導入までに整備する。」こととされてい る。本計画及 び提案の趣旨を踏まえ、現行の官民人事 交流法の枠組みに限らず、新たな制度の 創設を含め、広く官民の人事交流の道が 開かれるよう、検討されたい	b		市場化テスト導入のための仕組みの整 備については、政府全体としての検討 が必要と認識しているが、御要望事項 については、官民交流法で整理でき るかどうかを含め、公務員制度を所管す る観点から必要な検討を行ってまい りたい。
zA080042	総務省	「地方財政再建促進特別措置法」 第24条第2項の規制の緩和	・地方財政再建促進 特別措置法第24条 第2項 ・地方財政再建促進 特別措置法施行令 第12条の3第7号	地方公共団体は、国等に対し、地方財 政再建促進特別措置法第24条第2項の 規定により、同法施行令第12条の3に 規定されている場合以外、寄附金等は 支出できないこととされている。	C		国と地方公共団体間では、各々の 役割に応じた経費負担の原則が定めら れているところ(地方財政法参照)。 地方財政再建促進特別措置法に 基づく寄附制限は、国と地方の財政秩 序を維持する観点から、自発的寄附の 名目による国から地方公共団体への負 担の転嫁を防止するための措置であ り、規制とは趣旨が異なるため、全国規 模の規制改革及び特区制度における 規制改革には馴染まない。 独立行政法人国立病院機構や国 立大学法人が設置する病院における 小児救急医療体制の確保については、 小児救急医療体制の全国的な確保に 責任を有し、かつ、独立行政法人国立 病院機構や国立大学法人が設置する 病院に対して予算等を含め広範な監督 権限を有する国が一義的に負担すべき 経費。 なお、国が小児救急医療を含む医 療施設運営費等について、独立行政法 人国立病院機構や国立大学法人が設 置する病院を補助対象外としていること にかんがみても、地方公共団体の経費 負担は適切ではない。		規制改革民間開放推進3か年計画 (平成17年3月25日閣議決定)におい て、「医療計画の策定に際し、政策的な 医療を行うよう都道府県知事が指定す る公的医療機関及び民間医療機関の いずれについても、政策的な医療に要 する施設整備等の費用に関する都道 府県からの資金援助の在り方を見直し ていくことを通じて、政策医療が円滑に 実施できるよう早急に措置する。〔平成 18年の医療制度改革で措置〕とされて おり、これを踏まえて厚生労働省等関 係省庁とも意見交換・協議を行うべきで ある。	C		地方財政再建促進特別措置法に 基づく寄附制限は、国と地方の財政秩 序を維持する観点から、自発的寄附の 名目による国から地方公共団体への負 担の転嫁を防止するための措置であ り、規制とは趣旨が異なるため、全国規 模の規制改革及び特区制度における 規制改革には馴染まない。 独立行政法人国立病院機構や国 立大学法人が設置する病院における 小児救急医療体制の確保については、 小児救急医療体制の全国的な確保に 責任を有し、かつ、独立行政法人国立 病院機構や国立大学法人が設置する 病院に対して予算等を含め広範な監督 権限を有する国が一義的に負担すべき 経費。 国が小児救急医療を含む医療施設 運営費等について、独立行政法人国立 病院機構や国立大学法人が設置する 病院を補助対象外としていることにか んがみても、地方公共団体の経費負担 は適切ではない。 なお、規制改革民間開放推進3か 年計画(平成17年3月25日閣議決定) の記述は、公的医療機関及び民間医 療機関の施設整備等の費用に対する 経費負担に関するものであるが、独立 行政法人国立病院機構や国立大学法 人が設置する病院については、上記の 考え方が同様に妥当だと考えてい る。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080041	総務省 人事院	民間との人事交流	5093	5093A002	1	2	大阪商工会議所	2	民間との人事交流	・一定の要件のもと、民間企業で公務員を現職と関連の深い業務に従事できるよう、法律を見直す。		・国と民間企業との人事交流は、天下り防止の観点から公務員を現職と関連の深い民間企業の業務に従事することを禁じている。しかしながら、公共サービスの民間開放を進めていく過程では、公の持つノウハウを民間に伝えるため、一定期間、民間企業で公務員を現職と関連深い業務に従事させる必要性が考えられる。	
zA080042	総務省	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項の規制の緩和	5094	5094A001	1	1	社団法人 新潟市医師会	1	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項の規制の緩和	救急医療に協力している独立行政法人である大学や旧国立病院には、民間病院と同様に、当効費用に対して、地方公共団体からの寄附金等を認めるべきである。	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項により、地方公共団体は独立行政法人に対し、寄附金等を支出してはならない。とあるが救急、特に小児救急については全国的に危機状態にあり、独立行政法人である大学や旧国立病院等に参加をお願いせざるを得ない状況である。 救急医療を充実させるためにも、「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項については救急医療に協力している場合、例外として寄附金等の支出を認めていただきたい。	新潟市の急患診療センターは、新潟市が開設者、新潟市医師会が運営・管理し、市民の急患に対処し、当センターで対応できない重症患者は二次輪番病院に依頼している。 小児科医の減少は当市においても例外ではなく、8医療機関でスタートした小児科二次輪番病院も、平成16年度から5医療機関に減少した為、窮余の策として新潟大学小児科に週1回の条件で依頼した。平成16年度の二次輪番病院に搬送された小児救急患者は、一日平均約7人であり、新潟大学小児科としても通常の当直スタッフとは別に医師や看護師等を配置する必要があり、人件費等の待機料が必要となる。	平成16年度小児科二次輪番病院受診患者数 2,517名

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080043	総務省	原付二輪車のワンストップサービスの対象化	地方税法第447条 地方税法施行規則 第16条	自動車保有関係の手続きに関しては、各市町村の判断で法に則った制度の運用を行っている。	d	-	<p>原動機付自転車に係る軽自動車税の申告書等は省令様式が定められている。</p> <p>原動機付自転車の取得、譲渡、廃車等に係る手続きは、統一様式により行われている。</p> <p>原動機付自転車の保有に関する手続きについては、市町村以外の行政機関への届出等はなく、市町村の税担当窓口に対してのみ一回(ワンストップ)で完結するものとなっている。</p> <p>なお、自賠責保険の手続きに関しては、当省は所管していない。</p>	-	平成17年12月から稼働する予定のワンストップサービスは、その他の対象手続の電子化について、平成20年を目途に段階的にワンストップサービス化を進めることとされているが、原動機付自転車についても将来的なワンストップサービスの対象とすることについて中長期的な検討課題となり得ないかという観点から改めて検討されたい。	c	-	<p>既に回答したとおり、原動機付自転車の保有に関する手続きについては、市町村以外の行政機関への届出等はなく、市町村の税担当窓口に対してのみ一回(ワンストップ)で完結するものとなっているため、ワンストップサービスの対象とする理由はない。</p> <p>また、自賠責保険の手続きに関しては当省は所管していないため、当該手続についてワンストップサービスにおける対象手続とすることがどうかについてコメントする立場にない。</p>
zA080044	総務省	地方公共団体の支出におけるクレジットカード払いの可能化	地方自治法第232条の5	<p>第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでない限り、これを行うことができない。</p> <p>2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。</p>	d	-	<p>地方公共団体の支出についてクレジットカードを活用する場合、クレジットカードを用いる職員が支出負担行為を行う権限はもとより、必要に応じ、支払をする権限、公金を保管する権限、物品の出納・保管をする権限等の長や出納長・収入役の権限のうち所要の権限について地方自治法の規定により委任を受けている必要がある。</p> <p>ただし、職員によるクレジットカードの使用は、通常の長の支出命令に基づく出納長・収入役による支払ではないため、公金の保管や物品の出納・保管、支出の決定等の責任の所在が曖昧となり、また、第三者によるチェックが有効に機能できないことが懸念されるため、公金の保管・支出手続の透明性、確実性、公正性等を確実に確保することに十分留意しつつ、所要の手続等について財務会計規則等に明確に規定した上で、住民に疑念を持たれることがないように慎重な運用に努めるべきである。</p> <p>また、職員による支出の際においても、物品の購入等については、地方自治法・地方自治法施行令の規定により契約を実施する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する随意契約によることができる事由に該当する場合に限られること等の支払以外の関連規定にも十分留意する必要がある。</p>	-	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	d	-	<p>前回回答においては、クレジットカードによる支出について必要な手続や留意すべき主な事項を示したところである。現行の財務会計制度の諸規定を遵守し、いよいよ住民に疑念をもたれることがないように十分に留意して運用すべきものである。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080043	総務省	原付二輪車のワンストップサービスの対象化	5095	5095A006	1	1	損害保険労働組合連合会	6	原付二輪車のワンストップサービスの対象化	現在、地方自治体への届出制となっている原付二輪車について、市町村ごとに異なる届出・変更等の手続きを統一した上で、ワンストップサービスの対象とするよう検討頂きたい。	自賠責保険の異動・解約事務の必要書類の取り寄せが確実・簡易に行えることにより、契約者サービスの向上と事務効率化が図られる。	自賠責保険の契約者が転居等を行った場合に、市町村ごとに手続きや様式が異なることから、自賠責保険の異動・解約等の書類の取り付けに支障をきたすケースがある。自賠責保険が国による強制保険であることをふまえ、契約者サービスの向上の観点から、市町村がワンストップサービスのインフラに参加できるような仕組みを検討頂きたい。	
zA080044	総務省	地方公共団体の支出におけるクレジットカード払いの可能化	5098	5098A001	1	1	株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	地方公共団体の支出におけるクレジットカード払いの可能化	地方自治法第232条の5との関係において、クレジットカードによる支出を可能としていただきたい。(もし現在でも可能であるならばその旨明示していただきたい。また、その他の規定でクレジットカード払いを妨げている規定がもしあるならば、その規定及び問題の所在を教えてください、クレジットカード払いを可能とするよう改正していただきたい。)	地方公共団体の物品調達費、出張経費、車両関係費等、支出全般におけるクレジットカード払いの導入	地方自治法232条の5では、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためであれば、これをすることができない。」と規定しているところ、仮に物品等供給店舗が自治体に対する債権者となる場合はクレジットカード会社が間に介在するカード払いは認められないと考えられるが、他方で店舗からカード会社に債権譲渡して、カード会社が自治体に対する債権者となる形式であれば同条に抵触せず可能であると考え、債権譲渡契約の場合、クレジットカード加盟店でクレジットカードにより支払いをした場合、加盟店との契約により、加盟店からカード会社に所定の売上票が到着した時点で、加盟店からカード会社に債権が譲渡される。したがって、地方公共団体の支出をクレジットカードで行った場合も、債権者はカード会社となる。また、カード会員からカード会社への支払いは口座振替により行われるのが一般的であることから、地方自治法第232条の5には抵触しないものとする。クレジットカード払いの活用による効果として、導入側の地方公共団体においては、調達プロセスの簡素化・会計処理の単純化・支払業務の軽減等が可能となり、事務コストの削減、職員生産性向上を図ることができる。また、取引業者側においても、請求事務・入金管理業務等のコスト削減や、代金回収の早期化によるキャッシュフローの改善等、メリットが多い。また、カード会社が介在することにより、取引データの提供による詳細な支出分析、モニタリング等も可能となり、透明性の向上にも寄与するものである。尚、米政府では、クレジットカードの活用によるコスト削減額は、年間14億ドルと推定している。(2004年度実績、米一般調達局[GSA]試算)日本の行政リイドにおいても、これらの事例の検証も併せてお願いしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080045	文部科学省 総務省	ブロードバンドを利用した電気通信 役務利用放送の著作権法上の位置 づけの明確化	著作権法第2条第1 項第7号の2、同項 第9号の2、同項第9 号の4)	著作権法第2条において、「放送」、 「有線放送」、「自動公衆送信」について それぞれ定義が規定されています。	e		今回いただきましたご要望は、ブロード バンドサービスを利用した電気通信 役務利用放送が著作権法上「有線放 送」に該当するか否かについて明確に すべきということですが、ご要望 事項は「規制」に関するものではないと 思われます。 本要望事項につきましては、「知的財産 推進計画2005」において、「映画や放 送番組などのコンテンツのブロードバ ンドサービスを利用した電気通信役務利 用放送における活用に向けて、2005 年度も引き続き関係者間の協議を奨励 するとともに、著作権法上の位置付け について、市場や国際的な動向も踏ま えつつ検討を行うなどにより、そのよ うなコンテンツの活用を促進する。」と されているところであり、今後も関係府 省と協力して、引き続き検討を進めてま いる予定です。		回答では、引き続き検討を進めるとさ れているが、平成18年度までに実施さ れることの可否について改めて検討さ れたい。 なお、回答では、要望事項は「規制」 に関するものではないとされているが、 要望事項と同趣旨の内容が、民間開放 その他の規制の在り方の改革を図るた めに策定された「規制改革・民間開放3 か年計画(改定)」(平成17年3月25日 閣議決定)に、「ブロードバンドサービ スを利用した放送の著作権法上の位置 づけ等について検討する。」と盛り込ま れており、「規制」に関するものと考えら れる。	e	-	いただきました要望事項につきましては は、関係者間の協議を進めるとともに、 市場や国際的な動向も踏まえつつ、今 後鋭意検討を行うこととなりますので、 期限を付して結論を得ることは難しいと 思われます。 なお、「規制改革・民間開放3か年計 画(改定)」においては、国等が企業・国 民の活動に対して特定の政策目的の 実現のために関与・介入するもののみ ならず、より広く一般的なルールとい ったものも盛り込まれており、「ブロード バンドサービスを利用した放送の著作 法上の位置づけ等について検討す る。」ことについても、「既存コンテンツ 資産のブロードバンド上での再利用の 促進」のための措置の一つとして挙げ られておりますが、当該事項につきま しては、著作権法上の「有線放送」に該 当するか否か明確にするということであ り、「規制」ではないと思われます。しか し、「規制」であるか否かに関わらず、 本要望事項は検討を行う必要のある課 題であると考えておりますので、今後 関係府省と協力して、引き続き検討を 進めたいと思います。
zA080046	内閣府、総務 省、財務省、文 部科学省、厚生 労働省、農林水 産省、経済産業 省、国土交通 省、環境省	「外為法に基づく」外国投資家、規 制の適用除外」	外国為替及び外国 貿易法第26条第1項 (外国投資家の定 義)、第27条(事前届 出)、第55条の5(事 後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住 者である個人、または「外国法令に基づ いて設立された法人その他の団体又は は、外国に主たる事務所を有する法人 その他の団体」により直接または間接 に保有される議決権の合計が50%以 上を占める会社については「外国投資 家」と規定され、対内直接投資等の事 前届出、又は事後報告が義務づけられ ている。	c	-	(理由) 財務省回答と同旨					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
zA080045	文部科学省 総務省	ブロードバンドを利用した電気通信 役務利用放送の著作権法上の位 置づけの明確化	5107	5107A002	1	1	KDDI株式会社	2	ブロードバンドを利用した電気通信役務 利用放送の著作権法上の位置づけの明 確化	ブロードバンドサービスを利用した電気 通信役務利用放送の著作権法上の位置 づけについて期限を付して検討すると も、とりわけ、同放送における地上波 および衛星放送の同時再送信が著作権 法第2条第1項第9号の2の有線放送に 該当することを明確にすべきである。	電気通信役務(FTTN)を利用した放送 によって、地上波および衛星放送の同時 再送信を行いたい。 しかしながら、電気通信役務利用放送 については、著作権法上、有線放送に該 当するの自動公衆送信(著作権法第2 条第1項第9号の4)に該当するの、位 置づけが明確化されていないため、同時 再送信を行うことができない。	ブロードバンドサービスを利用した電気 通信役務利用放送のうち、地上 波及び衛星放送の同時再送信を行って いる衛星役務利用放送および有線役務 放送の一部(有線テレビジョン放送)に ついては、運用上、「有線放送」とするこ とで特に問題は生じていない。 ブロードバンドサービスを利用した電気 通信役務利用放送は、デジタルデバイド の是正や地上デジタル放送の整備を 実現する上で重要な役割を担うものとして 注目されており、同様の目的で送信され ている他形態の電気通信役務利用放送 との公正な競争条件を確保する上でも、 同放送の著作権法上の位置づけを明確 にすべきである。 なお、米国、イタリア、フランス、香港で は、既に同方式による放送の同時再送 信が行われている。	ブロードバンドサービスを利用した電気 通信役務利用放送は、IPマルチキャスト 技術を利用する等して、公衆によって同 一の内容(すべての内容)の送信が同時 に受信されることを目的として送信して おり、著作権法第2条第1項第9号の2の 「有線放送」に該当するものと考えられ る。電気通信役務利用放送のうち、地上 波及び衛星放送の同時再送信を行って いる衛星役務利用放送および有線役務 放送の一部(有線テレビジョン放送)に ついては、運用上、「有線放送」とするこ とで特に問題は生じていない。 ブロードバンドサービスを利用した電気 通信役務利用放送は、デジタルデバイド の是正や地上デジタル放送の整備を 実現する上で重要な役割を担うものとして 注目されており、同様の目的で送信され ている他形態の電気通信役務利用放送 との公正な競争条件を確保する上でも、 同放送の著作権法上の位置づけを明確 にすべきである。 なお、米国、イタリア、フランス、香港で は、既に同方式による放送の同時再送 信が行われている。	本件については、『知的財産推進計画 2004』において、「こうしたコンテンツがブ ロードバンドサービスを利用した電気通 信役務利用放送において有効に活用さ れるよう、2004年度も引き続き権利者 等の関係者間の協議を奨励するととも に、著作権法上の位置づけについて、市 場や国際的な動向を踏まえつつ2004 年度に検討する」とされているところである。
zA080046	内閣府、総務 省、財務省、文 部科学省、厚生 労働省、農林水 産省、経済産業 省、国土交通 省、環境省	「外為法に基づく「外国投資家」規 制の適用除外」	5034	5034A011	1	1	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適 用除外」	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者 である個人」または「外国法令に基づい て設立された法人その他の団体または 外国に主たる事務所を有する法人その 他の団体」により直接または間接に保有 される議決権の合計が50%以上を占め る法人に関し、適用範囲の見直しを行っ ていただきたい。株式公開企業で極めて 多数の外国機関投資家が株式市場で株 式を取得したことによって、その保有比 率合計が50%以上となってしまったよう な場合には、実質的に外国人が事業を 支配している場合に当たらないことから、 何らかの適用除外を検討いただきたい。 例えば、上場会社の場合、いずれの特 定の外国人(企業支配や議決権行使に ついて共通の意思をもった一団)の議決 権比率が20%未満である場合などは、 規制趣旨の範囲外であるものと思われ、 適用除外とする措置を検討いただきたい。	本来この規制は、外国人による日本企 業への経営支配を管理するのが目的で あるものと思われる。その法の趣旨に鑑 みれば、実質的に外国人が支配してい る場合に当たらないケースで、この規制 を適用する必要性は無いものと考えられ る。また、株式公開企業において株主状 況が把握できるのは半期毎であり、た またその時の市場での株式売買の結 果、形式的に外人保有比率が50%を超 えたかどうかで、対内直接投資の届出の 必要性や対外直接投資の届出の必要 性が変動するとすれば、いたずらな混乱を 招くものと考えられる。資本市場の国際 化の実態に見合った対応が望まれる。			

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA080046	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	(理由) 財務省回答と同旨					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA080046	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5088	5088A044	1	1	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで外為法上の属性が変化するようでは、いたづらに混乱を招き、不用な事務等が発生する。資本市場における国際化に配慮した対応を願いたい。	